戦後ドイツの経済格差

――終戦直後および高度成長期に関する分析――

山 井 敏 章

Ⅰ. 問題の所在

1. はじめに

2001年12月,その前年に実施された OECD の国際学力テスト(PISA 2000)の結果がドイツを揺るがした。日本を含む32ヶ国の15歳児,約18万人が参加した PISA(Programme for International Student Assessment)の学力テストでドイツの成績は,読解力が21位,数学的リテラシーが20位,科学的リテラシーが20位にとどまった。学力低下・教育制度の欠陥をめぐって世論は沸騰し,「ドイツの教育の新たなカタストロフ」は翌年9月に実施された連邦議会選挙に向けた選挙戦の重要な争点ともなった。ドイツでは,OECDの調査対象となった219校に加えて合計1466校,5万人強の15歳児(および第9学年の生徒)を対象として内容を拡充したテストを実施しており,その結果もまた一般の大きな関心を惹いた。PISA-E と称されるこのテストでは連邦を構成する州ごとの学力格差が浮き彫りになり,どの州の教育が最も優れているか,というような議論が,子を持つ親の不安(成績の良かった州では安堵と満足)を背景に世情をにぎわしたのである。

PISA の結果でいまひとつ注目されたのは、学力差と社会階層との関連である。報告書によれば、出身家庭の社会状態が読解力に及ぼす影響が、「OECD の他の諸国と比べてドイツのほとんどの州で異様に強く」、また、上層家庭出身の「青少年が他の学校でなくギムナジウムに通う可能性は、労働者子弟のそれの5.96倍に達する」。今日のドイツでは、基礎学校(Grundschule)修了後の進学先として基幹学校(Hauptschule)・実科学校(Realschule)のいずれを選ぶか、という区別はかつての重要性を失い、これに対して、ギムナジウムに進学するか否かの差が以前にも増して教育格差における最も決定的な要素となっている。このギムナジウムへの進学率が社会層によって大きく異なり、それが階層ごとの学力差につながっている、というのである。

階層差と学力差の関連は近年における教育社会学の中心的テーマのひとつとなっている。苅谷剛彦の言うように、教育が社会の平等化に貢献する、という1960年代までの楽観的な見方に代わり、70年代以降はむしろ「不平等を再生産する装置としての学校」という見方が内外の教育社会学で支配的になっている。こうした議論が近年わが国で脚光をあびている背景には、日本における「平等神話」の揺らぎという現実があるが、それは日本に限った現象ではない。PISA ショックの余震が続くなか、歴史研究者パウル・ノルテは、「われわれの階級社会」と題する "Zeit" 紙上の論説のなかでドイツについて次のように述べている。

「注意深い観察者であれば,遅くとも80年代半ば以降,自営労働と非自営労働の所得格差が拡大していることを知っている。消費やライフスタイルが社会格差を縮めるどころか拡大していることも知っている。[……] 21世紀への移行期においてなお,階級の相違がわれわれの社会を深く規定している——学校の選択から健康管理,所得から政治権力まで。」

2001年4月に連邦議会に提出されたドイツ政府による『貧困および富裕に関する報告書』は、1978年から98年までのさまざまなデータの分析に基づき、ほとんどすべての生活領域において「社会格差が拡大し、分配の公正性が減じたことは明白である」と結論づけている。これに先立って、ドイツのカトリック・プロテスタント両教会は1997年の共同声明で次のように述べていた。「貧困について論じることは相変わらず厳しくタブー視されている。貧困の概念をめぐる論争は、1970年代初めにおける環境をめぐる論争がそうであったように、科学的に立証されていないという理由で問題の存在自体否定されているのである」と。1998年に政権を獲得した社会民主党・同盟90/緑の党政権は、貧困の克服を新政権の重点課題に据えた。そして、貧困に関する全国調査実施の約束履行を怠ってきた、と前政権を批判しつつ、「貧困と富」に関する調査報告を定期的に実施することを公約した。その最初の成果が上にふれた報告書であり、そこで政府は、社会的均衡と機会均等という社会国家の基本原理が脅かされている、との診断を下したのである。

社会国家の実現を目指したはずの戦後ドイツ(西ドイツ)において、社会格差の拡大ないし縮小はどのような動きを示してきたのだろうか、今日のドイツ社会にはいったいいかなる亀裂が走っているのだろうか。こうした関心が本稿の考察の出発点を成す。

2. 社会格差をめぐる戦後の諸言説

戦後ドイツにおける社会格差をめぐっては長い論争の歴史がある。以下では、ドイツにおける 戦後の主要な言説を振り返り、これによって本稿で論じる問題の広がりを確認し、その上で本稿 の具体的検討課題を絞り込んでいくことにする。

まずとりあげるべきは、終戦後ドイツの家族の変容を論じた1953年のヘルムート・シェルスキーの著書であろう。そこで提示された「平準化した中間層社会 nivellierte Mittelstandsgesell-schaft」というテーゼは、以後の諸研究の出発点となった。爆撃による家屋・財産の喪失や難民化、あるいは増税やインフレなど、戦争と敗戦に伴う混乱のなかで、すでに第一次大戦期から進行していた多数の人々の社会的没落が加速され、一方、その逆の上に向かう同じく頻繁な社会的移動と相俟って、「社会的位置の不安定な、平準化した、小ブル・中間層的態度をとる社会層」から成る社会が形成されている。高度の社会的移動による社会の階層形態そのものの解消こそがこの社会の特徴であり、今日の社会を階級社会として理解することはもはや不可能と言わざるをえない。これが、シェルスキーによる「平準化した中間層社会」のテーゼである。

社会的地位が流動的かつ不安定であることから上昇への希求が高まるが、しかし、「社会の梯子のより上に登りたいというこの広範な希求は、社会の『梯子』がそもそも解体し、あるいはきわめて短くなってしまったことと同時に起きている。したがって、社会的上昇の欲求が満たされないことが平準化する社会の本質的特徴となり、そこからきわめて深刻な社会的緊張が発生するのである。」

わが国でいう「一億総中流」の楽観的イメージと異なり、シェルスキーのいう「平準化した中

間層社会」はこのように不安・不満と社会的緊張に満ちた社会である。そして、そうした不安定な社会のなかで支えとなるべき家族の役割を強調することにシェルスキーの研究のひとつの眼目があった。シェルスキーは言う。戦時下および終戦後にすべての国家・社会秩序が崩壊するなか、家族の結合は大多数の場合、より強固になった。「より大きな公的機構〔国家・経済秩序……引用者〕が恒常的危機に陥るなかで新たな安定性が求められている。こうした現在の社会状況において、この制度〔家族……引用者〕は、それが容易に変わらない力を持っているというまさにそのことによって、そのような社会における安定性強化の要因となりうるのである。」こうした家族の意義の強調が、「保守主義者」シェルスキーを特徴づける。

ただし同時に彼は、この家族にいま大きな負荷が加わっている、とも言う。「脱政治化と脱イ デオロギー化のプロセス、すなわち政治世界の大組織や綱領に自己のアイデンティティを見出す ことがなくなっていくプロセス.そしてたとえば『勝手にやってくれ』という考え方("Ohnemich"-Haltung) に表れる広範な層の懐疑主義。こうした現象の反面として、人々の関心は私的領 域、とりわけ家族に向かっている。|しかし、このような状況のもとでは、家族は「孤立した家 族のモザイク | でしかありえない。シェルスキーによればこうした事態は、生産・政治・行政の 組織諸形態が硬直化し、さらには機能不全になるという「文明化の第二段階」のもとで、自然的 集団形成の残滓に人々が支えを求める、という長期的変化の過程を根底にもっている。そして、 戦争と敗戦後の混乱がこのプロセスを加速したのである。「むき出しの官僚制」と、家族や友人 など小規模な集団への指向との狭間で、その間をつなぐべき公共性(Öffentlichkeit)は解体し、 官僚制的諸組織の操作対象に変じてしまう。と同時に、声望や権力の獲得など、これまでまさに 公共性の領域で果たされてきた諸機能が家族等私的集団に集中することにより、これらの集団は 過大な負担を負うことになる。この結果、公共性の崩壊と並行して、家族その他私的諸集団の親 密性が死滅し、それらが担っていた精神的負担軽減の機能が失われていくのである。これが、戦 後ドイツについてのシェルスキーの時代診断であり.そのうえで彼は.「古くさくなった家族イ デオロギーの『解体』というような要求は、危機を深めるだけの危険な企てとなりかねない | と 断罪し、国家・経済改革の基準として新たな家族像構築の必要を訴えるのである。

「平準化した中間層社会」というシェルスキーのテーゼは、社会的不平等に関する以後の議論の出発点となり、その際、さまざまな批判を受けることになる。

たとえばラルフ・ダーレンドルフは1968年の著書で、戦後西ドイツの実相はむしろ「二分化された社会 halbierte Gesellschaft」と捉えうる、と主張した。ダーレンドルフによれば、社会的移動に関してドイツ社会には3つのバリアがある。ひとつはエリート(全人口の1%未満)と、ホワイトカラー(12%)および中間層(20%)との間の境。ふたつ目は、ホワイトカラーおよび中間層と労働者(45%)との間の境,最後は労働者および「虚偽の中間層 falscher Mittelstand」(12%)と下層民(5%)との間の境である。このうち最も乗り越え困難なのは2番目の境界であり、ドイツの社会はこのラインの上3分の1と下3分の2とに二分されている。そして、そのいずれに属するかは、傾向的には生まれによって決まっているのである。

これに先立つ1959年の著書でもすでにダーレンドルフは、「平準化した中間層社会」というシェルスキーのテーゼに批判を加えている。そこでは、社会的移動の大幅な増大によって階級は意味を失う、とするシェルスキーに対して、ひとつには、ダーレンドルフが階級関係の最も根本的

な要素と見る「権力の分配の不均衡」(=支配)の問題が見落とされている,との批判がなされる。ダーレンドルフは,「支配団体 imperatively coordinated association, Herrschaftsverband」内部における権力行使への参加,もしくはそれからの排除によって支配階級と被支配階級とを区別する。「支配団体」とは,支配・服従関係を内部に含む社会集団であり,このような団体は社会内部に多数存在するから(たとえば企業は典型的な「支配集団」のひとつである),階級も当然多数存在することになる(支配団体が50あれば100)。生産手段の所有・非所有を基準とするマルクスの階級論は,支配関係が生産手段の所有に直結して表れるという彼の生きた時代の特性に規定されたものであり,「所有と経営の分離」が一般的になった後期資本主義社会には当てはまらない。また,労使の対立を政治闘争に直結させるマルクスの見方は,労使紛争を含む産業内部の社会関係が社会全体に対する規定力を失い,「産業と社会の分離」が進行した後期資本主義社会には適用不能である。このような独自の階級論を提示しつつダーレンドルフは,シェルスキーにおける「支配」および「階級」の問題の欠如を批判するのである。

さらに、社会的移動の大幅な増大によって階級は意味を失う、とのシェルスキーの主張に対してダーレンドルフは、個々人の社会的移動と階級の存在とは別の問題である、と論じる。階級とは、「いつもふさがってはいるが、しかしいつも別の人が入っているホテルあるいはバス」のようなものなのである。しかし、ウルリッヒ・ベックの1986年の著書では、そのような「ホテルあるいはバス」としても階級は意味を失っている、と言われる。

ベックによれば、1950/60年代における経済の再建と1960/70年代における教育機会の拡大の下で社会全体として生活水準が向上し(「エレベーター効果」),それとともに階級というカテゴリーは意味を失った。すなわち1960年代以降、「マックス・ヴェーバーが『社会階級』という概念でまとめた、身分的特徴をもち『市場に媒介された共同性』を有する複雑で不安定なまとまりはばらばらに壊れ始めた。階級のさまざまな要素、すなわち、市場におけるそれぞれ別個のチャンスを通じて与えられる物的状況,伝統および『後期身分制的』生活スタイルの作用、共通する諸条件および交際のネットワークのなかで得られるまとまりの意識は、〔社会的地位の獲得のために……引用者〕教育に依存する度合いが増し、社会的移動のチャンスと強制が高まり、競争関係が拡大したこと等によって解体し、あるいは識別不能なまでに変化してしまった」。ただし、社会的移動によって不平等が解消されたわけではない。むしろ、いまや一人ひとりの人間が社会的危険に直面することとなり、社会的不平等は「個人化」しているのである。とりわけ1980年代以降における大量失業は、まさに個人にふりかかる運命として個々の人間に重くのしかかることになった。また失業は、それがきわめて広範囲におよぶことによって(就業者の少なくとも3分の1がすでに最低1回失業を経験している!)ある階級に固有の経験ではなくなり、「ノーマルなもの」となった。

ベックの指摘する大量失業が現在にいたるまで続くドイツの宿痾となっていることは周知の通りである。そうしたなか、本稿の冒頭でふれたように、いったんは死語となったかに見えた「階級社会」という言葉が再び姿を現しつつあるのである。

以上,社会格差,社会的不平等の問題が,戦後ドイツ社会の変容を論じる際の重要な軸となってきたことが知られよう。その際,経済格差と社会的移動という社会格差を論じる際の中心的論点が、「古典的」階級社会解体後の社会をどう捉えるか、という問題と絡みながら論じられてき

た。われわれがとりくもうとするのもまさにこうした問題である。具体的には、経済格差と社会的移動の両者について主として統計数値にもとづく分析を行い、これを通じて戦後ドイツ社会の変容のプロセスを見通すこと、さらにそのうえで、「階級」概念をひとつの導きの糸としながら今日の社会の歴史的位置を考えること、これが目的となる。本稿はその第一歩であり、終戦直後から1950/60年代の高度成長期に時期を限って、この間の経済格差の変化を統計的に検証することを課題とする。

3. 戦後ドイツの経済と所得分布

第二次世界大戦後のドイツ経済については、(1)1945年から48年までの混乱の時期、(2)1948年の通貨改革を起点として1950年代から70年代初めまで20年あまりにおよんだ高度成長期(「経済の奇跡」)、そして、(3)1973年の第一次オイルショック以後の低成長および大量失業の時代(1990年の東西ドイツ統一がさらにこの時期のひとつのエポックとなる)に分けて捉えるのが通例である。このうち本稿は、(1)と(2)の時期を対象とする。

この間の所得分布の推移について、ドイツにおける社会的不平等に関する代表的研究者の一人、シュテファン・フラディルは、表 1 の数値(各世帯を所得額順に並べたうえでこれを均等に 5 分割し、それぞれの集団に帰属する所得の所得総額中に占める割合を示したもの)を示しつつ、次のように述べている。「貧富両極の集団を別とすれば、大半の人々の所得分布は驚くほど変化していない。しかもこの驚くべき安定性は、終戦後から90年代末にいたるまで持続しているのである。」

表を見れば、1990年代の数値はそれ以前とやや違った分布を示しているように見えるが、1980年までについては確かに「驚くべき安定性」を看取しうる。同様の指摘は他にもなされており、たとえば経済史家ヴェルナー・アーベルスハウザーは、戦後ドイツ経済史の定評ある概説のなかで、終戦直後から1970年代にいたる所得分布の「相対的不変性」について語っている。あるいはディトマー・ペッツィーナも、1913年から50年間におよぶ所得分布の推移を総括して、同じく「相対的に不変であるという事実」を確認し、この事実は「『平準化した中間層社会』というテーゼとまったく対立する」と述べている。

しかし、このような全体をおおくくりにした分析から得られる「相対的不変性」という命題は、 所得分布にかぎっても、内部で進んだ大きな変化を見えにくくしかねない。その変化の内容を知 ることが以下の検討の目的である。

24.2 11.1 / 1-4-1/	Ø 1117/21114	(7/0/2/2/11	17 - 0 JJ III	-23 11- (707		
	1950 年	1960年	1970年	1980年	1990年	1998 年
第1分位(最下層)	5.4	6.0	5.9	6.9	9.5	8.9
第2分位	10.7	10.8	10.4	11.2	14.0	13.5
第3分位	15.9	16.2	15.6	16.2	17.7	17.3
第4分位	22.8	23.1	22.5	22.5	22.4	22.4
第5分位(最上層)	45.2	43.9	45.6	43.3	36.4	37.9

表1 西ドイツにおける世帯所得(可処分所得)の5分位分布(%)

Ⅱ. 第二次大戦前後における所得分布の変化

1. 第二次大戦前後の変化

戦争と敗戦後の混乱は、経済格差にどのような影響をもたらしただろうか。まず、この問題の検討からはじめよう。ただし、この時期の統計はきわめて不備であり、この問いに答えることは容易でない。ひとつの手がかりとして、連邦政府統計局の月報に示された表 2-1、2-2 の数値をあげておこう。

表には、それぞれの所得額(年収)に属する所得稼得者の全稼得者中の比率と、彼らの所得の合計が所得総額中に占める比率が示してある。1948年6月の通貨改革後、ドイツの通貨単位はRM(ライヒスマルク)からDM(ドイツマルク)に変わった。購買力で見ると、1936年の1200 RMは1950年の1900 DMにほぼ相当し、この額より下を一応低所得者と見なすことができる。1936年における1200 RM未満層の比率は表に見るように全体の53.4%であり、1950年時点でこれに相当する1900 DM未満の層は約42%であった。したがって、これら低所得層の比率は(所得総額中に占める所得の比率も)、なお大きいとはいえ顕著に縮小している。月報はさらに、所得分布の平等度について以下のように論じている。すなわち1936年には、平均所得を下回る額の所得稼得者の比率は74%、彼らが得る所得の比率は40%であった。完全な平等が実現されるためには、74~40=34%分の所得が平均以上の所得稼得者から平均以下の層に移されることが必要となる。一方、1950年には、同じ数値は62-31=31%とやや低下している。平均所得以下の層の比率が74%から62%に低下していることとあわせ、所得分布はやや平等になったと言える。

もっとも、こうしたデータではなお一般的にすぎよう。ベルリンを対象とする所得分布の調査

年収 (RM)	稼得者数の比率 (%)	所得総額中の比率(%)
$0\sim 1200$	53.4	20.6
$1200 \sim 3000$	35.1	38.3
$3000 \sim 5000$	7.6	16.1
$5000 \sim 8000$	2.5	8.7
$8000 \sim 12000$	0.7	4.1
12000~	0.67	12.2

表 2-1 第二次大戦前の所得分布(1936年)

表 2-2 第二次大戦後の所得分布(1950年)

<i>年収(DM)</i>	稼得者数の比率(%)	所得総額中の比率(%)
0~1800	39.1	12.1
$1800 \sim 2400$	12.4	9.0
$2400 \sim 3600$	24.6	25.6
$3600 \sim 4800$	13.3	18.9
$4800 \sim 6000$	4.6	8.5
$6000 \sim 12000$	4.6	12.7
$12000 \sim 18000$	0.7	3.7
18000~	0.73	9.5

表 3-1 ベルリンにおける自営業者の所得分布 (1936/52年)

年収 (RM)	就業者中の	所得総額中の比率(%					
	比率 (%)	総所得	純所得				
ベルリン全域(1936)							
\sim 1800	30.0	6.7	7.8				
$1801 \sim 3600$	28.3	11.7	13.3				
$3601 \sim 6000$	16.2	12.0	13.0				
$6000\sim$	25.5	69.6	65.9				
	西ベルリン((1952)					
$\sim \! 1800$	25.0	9.1	11.2				
$1801 \sim 3600$	42.8	27.6	31.7				
$3601 \sim 6000$	22.2	25.0	25.0				
6000~	10.0	38.3	32.1				

表 3-2 ベルリンにおける非自営就業者の所得分布(1936/52年)

年収 (RM)	就業者中の	所得総額中	の比率 (%)				
	比率 (%)	総所得	純所得				
	ベルリン全域(1936)						
$\sim \! 1800$	51.4	26.2	26.7				
$1801 \sim 3600$	38.8	49.8	49.4				
$3601 \sim 6000$	8.4	18.9	18.7				
$6000\sim$	1.4	5.1	5.2				
	西ベルリン((1952)	i				
$\sim \! 1800$	51.0	30.7	32.7				
$1801 \sim 3600$	41.7	50.7	51.2				
$3601 \sim 6000$	5.7	12.4	11.4				
6000~	1.4	6.2	4.7				

がドイツ経済研究所 (Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung. 以下,DIW と略記)によって行われており,そこからやや詳細なデータを得ることができる。表 3-1 ,3-2 は,自営業者と非自営就業者に分けて1936年と1952年の所得分布(年収)を比較対照したものである。この表で,1952年の所得額は1936年の物価に合わせてライヒスマルクに換算してある。また純所得 (Nettoeinkommen) は,税・社会保険料等を総所得 (Bruttoeinkommen) から差し引いた額である。

まず非自営就業者について見ると、1800 RM 未満の低所得層の比率は1936年と52年とでほとんど変わらず、全体の半分強を占める。ただし、この層による所得額の所得総額中の比率は、総所得で約26%から31%弱、純所得で27%弱から33%弱へと上昇している。低所得層の得る収入が、人数に見合った方向に一定改善されたわけである。その上の1801~3600 RM 層では人数比・所得額比のいずれもややふくらんでいるが、さらに上の3601~6000 RM 層では両者とも低下しており、全体として平準化の傾向が見て取れる(6000 RM を超える層については、課税額査定基準の変更により厳密な比較は不可能である)。この点は、各所得階層ごとの1人当り所得額からも確認される。すなわち、1800 RM 未満層では1936年を100とすると1952年の総所得は118と上昇しているのに対し、1801~2400 RM 層は100のまま、それ以上の階層では100をやや下回る水準となっている(累進課税の影響を受ける純所得では、この傾向がさらに強まる)。

非自営就業者をさらに労働者と職員・官吏とに分けると、平準化傾向がとくに顕著に見られるのは後者である。あるいは、職員・官吏の場合、低所得層寄りの顕著な比重の移動が戦後起こっ

たことが確認される。すなわち労働者の場合,3600 RM 未満の所得階層に属する者の比率は,1936年時点では全体の97.7%,この階層の所得(総所得)が労働者の所得総額に占める比率は94.2%であったが,1952年時点では,これに見合った6000 DM 未満の層の人数比は98.4%,所得額比は96.4%でともに微増している。一方,職員・官吏の場合,同じ数値は1936年の77.0%(人数),56.9%(所得額)から1952年の84.7%,65.2%と上昇しており,労働者に比して変化がかなり大きい。

なぜ、このような変化が起こったのか。DIW の調査は理由として以下の諸点をあげている。まず、単純労働につく低位の職員の俸給が戦前、労働者の賃金に対してかなり高くなっており、国際的にその見直しが進んでいた。また、ベルリンに集中していた帝国官僚やコンツェルン・大企業のトップ層が戦後排除された結果、高収入を得る職員・官吏の数が減少したことも、職員の所得が全体として低所得寄りに比重を移し、職員内部の所得格差が平準化することにつながったと考えられる。最後に、女性職員の増加が低所得層拡大に影響を与えた。1936年に職員全体の3分の1あまりだった女性の比率は、1952年にはほぼ5割まで上昇している。上位の仕事はなお男性に集中しているため、女性職員――後に見るように販売店員などが多くを占める――の増加は職員の平均所得の低下をもたらすことになる。

しかし、平準化傾向が明確に見られるのは、何より自営業者においてである。表 3-1 が示すように、年間総所得が6000 RM を超える層の比率は1936年の25%強から1952年には10%に低下している。また、この層の所得が所得総額中に占める比率も、総所得・純所得ともに大幅な低下を示している。一方、1800 RM 未満の低所得層の比率も同時に低下しており(この層の所得額比率は微増)、これら 2 つの中間の層(1801~6000 RM)がふくらんでいる。このような変化はどのように説明しうるだろうか。

まず、戦前と終戦直後のベルリンを比較して最も大きな変化のひとつは経済規模の縮小である。1952年における西ベルリンの総生産高は49億8000万 DM、1 人当りでは2300 DMであった。ドイツ全体の同年の1 人当り生産高は2600DMであり、西ベルリンのそれはドイツ全体を約13%下回っている。これに対して戦前の1936年時点では、ベルリン(全域)の1 人当り生産高はドイツ全体のそれを約55%上回っていた。極端な逆転現象が生じたわけである。西ベルリンの経済は1949年のベルリン封鎖以後好転し、1949年から52年のあいだに総生産高は47%上昇したのであるが、にもかかわらずこの時点で、戦前水準への回復はなお達成されていなかった。1936年の貨幣価値で換算すると、西ベルリンの総生産高は1936年の51億3000万 RM に対して1952年は29億5000万 RM と、戦前の約58%の水準にとどまっている。ただしこの間、西ベルリンの人口は269万人から217万人に減少しているので、1 人当り生産高は1936年の71%となる。一方、西ドイツ全体およびその諸州では、この時点ですでに1 人当り生産高が戦前を大きく上回っていた。戦争と敗戦がベルリンに与えた打撃の大きさが窺い知られよう。

先に指摘した「平準化」の理由を知るために、職業別に少し詳しく見てみよう。ベルリンにおける就業者数の内訳は、1936年(ベルリン全域)が、労働者110万人、職員・官吏63万人、自営業者29万人(西ベルリン地区ではそれぞれ69.6万人、40万人、18.4万人)、1952年(西ベルリン)が、労働者44万人、職員・官吏26万人、自営業者14万人であった。上に見たように、1952年における西ベルリンの総生産高は1936年の58%の水準に縮小しているが、就業者総数も全体で約128万人から

84万人に減少しており、したがって、就業者1人当りの生産高は戦前の88%に縮小したことにな 32) る。

就業者の所得を見ると、1936年の貨幣価値で換算して、就業者1人当りの年間総所得は1936年の2599 RM から1952年は2336 RM と戦前の約90%に低下している(税等を差し引いた純所得では2216 RM から1952年は2336 RM と戦前の約90%に低下している(税等を差し引いた純所得では2216 RM から1885 RMへと85%水準に低下)。ただし労働者に限ってみれば、1人当り所得は1932年の1609 RM から1952年の1757 RMへと上昇しており(純所得では1389 RM から1471 RMへ),所得の低下は職員・官吏(総所得では2667 RM から2407 RMへ,純所得では2330 RM から1890 RMへ),そしてとくに自営業者(総所得では2667 RM から4021 RMへ。純所得では5107 RM から3177 RMへ)において顕著であった。後二者の場合,かつての高額所得者の大部分がベルリンを離れ,あるいは戦争によって富を失ったことが大きく影響したと思われる。このような所得動向の相違の結果,労働者,職員・官吏,自営業者間の所得格差が縮まることになる。すなわち,1人当り所得で見て,労働者と職員・官吏の格差は1936年の100:165から1952年の100:136へ,自営業者との格差は100:384から100:228へと縮小した。また,最も収入の少ない層である女性労働者と最も高い層である自営業者との平均所得の格差は,100:662から100:365へと縮小している。加えて,戦前に比して戦後税負担はいずれの職業形態においても増しており,賃金・所得税の強度の累進性が所得格差を縮める方向に作用した。これらの変化の結果,全体として所得分布の平準化が進むことになったのである。

かつての首都、多様な産業の集積地であったベルリンは戦争によってとりわけ大きな打撃を被っており、また戦後、東側世界内部の「陸の孤島」となったベルリンの状況をドイツ全体に一般化することには慎重でなければならないが、しかし、表 2-1、2-2のデータにふたたび戻れば、ベルリンについてわれわれが確認した所得格差の平準化はドイツ全体の動向と矛盾するものではない。シェルスキーの「平準化」テーゼは、このような戦後の現実を反映したものとみることができる。

2.19世紀以来の動向と第二次大戦前後の変化

第二次大戦を契機とする所得格差の平準化は、より長期的なトレンド、つまり19世紀以来の所得分布の動きのなかでどのように位置づけられるだろうか。19世紀の所得分布に関する資料はきわめて乏しいが、それでも先行研究からいくつかデータを示すことができる。

図1,図2は、19世紀半ばから1930年代までのプロイセン(ドイツ帝国の人口および所得の約3分の2を占めた)およびブレーメンにおける所得分布の不平等度をパレートの α によって示したものである(値が小さいほど富の配分が不平等であることを示す)。図で、1920年代以降の数値がそれ以前と比べて大きくはね上がっているのは元データの取り方に変更があるためで、したがってそれ以前の数値とそのままつなげて見ることはできない。

プロイセンのグラフからは、ほぼ一貫して不平等度が増していく傾向を見てとることができる。一方、ブレーメンでは、農村部では不平等度が増しているが、全体および都市部では逆に不平等度が低下し、両者の開きは縮まっている。また、1920年代以降は、全体および都市部においても不平等度が増す方向に転換している(農村部のデータはない)。パレートのαについては指標としての不十分さがしばしば指摘され、また所得に関する原データも満足すべき水準のものとは言い

図1 プロイセンにおける所得分布 1851-1938年 (パレートのαによる不平等度)

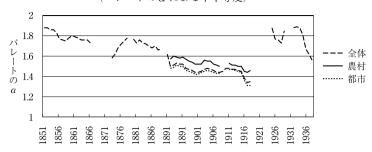


図2 ブレーメンにおける所得分布 1847-1938年 (パレートのαによる不平等度)

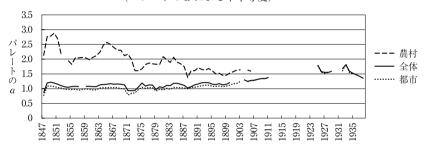


図3-1 ザクセンにおける所得分布 1874-1917年

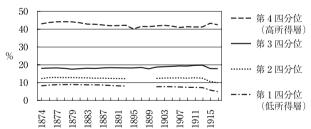
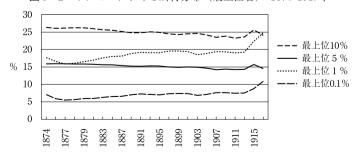


図3-2 ザクセンにおける所得分布(最上位層) 1874-1917年



がたいが、しかし別の研究においても、たとえばプロイセンについて、19世紀第 \mathbb{N} 四半期における不平等度の高まり、そしてそれが1900年頃を頂点として下降に転じることが確認されている。1900年頃の変化については、19世紀末以降における労働組合運動の急速な成長、社会保障制度の整備、弱者に配慮した租税政策などをその原因としてあげうるだろう。

ザクセンについてはやや信頼性の高いデータが得られる。この国では1875年から所得統計調査が始まり,所得分布に関する当時としては最もすぐれた資料を提供している。図3-1, 3-2はその結果を図示したものである。図3-1は,所得額によって上から下へ25%ずつ分けた各階層が占める所得総額中の比率を示し,図3-2は,最上位10%の層に限って同じ比率を示したものである。

明確な趨勢をグラフから読み取ることは必ずしも容易でないが、たとえば図3-1の第3分位の所得層が得る所得額の比率は、第一次世界大戦前夜まで全体として微増の傾向を示した後、第一次大戦期に低下している。これに対して最低位(第1分位)の所得層が得る所得額の比率は1880年代以降漸減している。また、図3-2からは、高位所得層内部で実は最上位(0.1%および1%)のみ所得額の比率を高めていることが知られる。したがって、おおざっぱに言えば、最上層および中位所得層への所得の集中が進み、これに対して最上位の下に位置する高位所得層、そして低所得層が所得分配の敗者になったと見ることができる。また、1907年頃から、最上位0.1%の占める所得額比率が最低位25%のそれを上回っている。1913年時点で前者の人数は約2300人、後者は58万人である。人数の巨大な開きを考えると、富の集中の度合がさらによく理解されよう。しかも、物価動向を勘案すると、最低位グループの平均所得は1894年以来低下しており、他の多くのグループでも所得の上昇は、生活水準の向上がほとんど感じられない程度のものにすぎなかったといわれる。

以上のような、そしてドイツに限らずヨーロッパ諸国の19世紀(第一次世界大戦前後まで)における所得および資産の分配に関する多くの研究を総括してヘルムート・ケルブレは、不平等の解消、不変、先鋭化という3つの傾向いずれについてもそれを裏づけるデータが存在するが、しかし、「発展の主要な方向は不平等の先鋭化であった」と述べている。とりわけ大ブルジョアジーと小ブルおよび下層との間の所得・資産格差が拡大した。

ワイマール期およびナチ支配下の所得分布についてもふれておこう。まず、第一次世界大戦後のハイパー・インフレーション(1923年まで)は所得格差縮小の方向に作用した。1913年と1925年の両年について所得源泉別の所得額比率を見ると、顕著な変化として、賃金・俸給が全体の45.3%から56.3%に上昇する一方、資本財産が12.5%から2.0%に低下していることが目をひく。後者は金融資産等の保持に由来する所得であり、インフレがその価値を大きく目減りさせた。資産保有によって生活する層は所得分布の上層に偏っているので、資産価値の目減りは所得格差縮小の方向に作用する。また、年金や失業手当など国からの所得移転分も同じ時期に4.7%から15.6%に上昇しており、これもまた下層の所得上昇、つまり所得分布の平等化要因となる。中間層がインフレの主要な犠牲者であった、というかつての理解に反して、むしろ所得最上層こそがインフレの敗者であり、被雇用者が相対的にその位置を向上させた。これによって、19世紀以来の所得不平等化の流れが逆転することになったのである。

ただしその後、所得分布の動きはふたたび反転する。図1、図2を再度見ると、グラフの右端

でパレートの α は急降下している。また,所得上位10%が占める所得総額中の比率は,1913年の40%から1928年には37%に低下した後,1936年にはふたたび39%に上昇した。一方,所得下位50%の同じ比率は1913年の24%から1928年の25%にやや上昇した後,1936年には18%に低下している。もっともこれは大まかな指標にすぎず,かつ,戦時中についてはデータがさらに乏しい。第二次世界大戦前後の変化については,本稿の最後に日本との比較で再度論じることにして,とりあえずここでは,第二次大戦後のドイツ(西ドイツ)が,19世紀以来の不平等拡大傾向から「平準化」の方向への顕著な揺り戻しを経験したことを結論として確認し,先に進むことにしよう。

Ⅲ. 高度成長期における所得分布の推移

1. 職業別所得分布の推移: 「相対的不変性 | テーゼの再検討

すでに指摘したように、西ドイツの経済は1948年の通貨改革以後、「経済の奇跡」と呼ばれる高度成長期に突入する。年平均8%におよぶ成長率を記録した50年代から、60年代にはやや減速し、1966/67年には一時的リセッションを経験するが、オイルショックによる1974/75年の不況まで、西ドイツは20年以上にわたる成長局面にあった。この間、経済格差にはどのような変動があっただろうか。以下では、1950年から70年までの世帯所得に関する DIW の調査報告に主としてよりながら若干のデータを示しておこう。

表4¹は、職業別に世帯所得(月間純所得)の5分位分布(各世帯を所得額順に並べたうえでこれを均等に5分割し、それぞれの集団に帰属する所得の所得総額中に占める割合を示したもの)の推移を示したものである。本稿のこれまでの図表データは、表1をのぞいてすべて個人所得に関するものだったが、経済格差を考える場合、世帯所得を対象とする方がより適切であることは、たとえば一世帯内に複数の所得稼得者がいる場合を考えれば明らかだろう。なお、表4の職業別とは世帯主の職業による分類である。また、「年金等受給者 Rentner」には、狭義の年金生活者だけでなく資産収入で生活する者も含まれている。

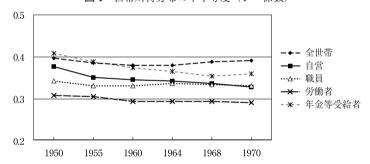
表の「全世帯」欄の数値を見ると、各分位の占める所得額の比率にあまり変化はなく、すでに紹介したフラディルの言う所得分布の「驚くべき安定性」、あるいはアーベルスハウザーやペッツィーナの言う「相対的不変性」という命題をここでも確認しうるようにみえる。ただし、各職業の欄を注意深く見ると、全体をひとくくりにした場合には見えなくなってしまういくつかの事実が浮かび上がってくる。

まず、職業ごとに、それぞれの所得分布にはかなりの違いがある。たとえば年金等受給者の場合、1950年時点で最上位20%の層が所得総額中の47%余りを占めるのに対し、労働者の場合同じ数値は39%弱に留まっている。逆に、最下層20%の所得額が占める比率は、年金等受給者が5.7%、労働者が8%で、労働者と比べて年金等受給者において上位層により多くの富が集中していること、したがって所得分布がより不平等であることが知られる。さらに注目されるのは、4つの職業いずれにおいても、上位層の占める所得額の比率がしだいに低下し、下位ないし中位層の所得額の比率が上昇していることである。つまり、上位層への所得集中が緩和し、所得分布が平

表 4 世帯所得分布の推移 (職業別の5分位分布%)

	自営業	職員	労働者	年金等受給者	全世帯
		1950 4	Ë		
第1分位(最下層)	6.9	7.5	8.0	5.7	5.4
第2分位	11.4	12.1	12.8	9.8	10.6
第3分位	15.4	16.2	17.1	14.4	15.9
第4分位	20.9	21.9	23.2	22.9	22.8
第5分位(最上位層)	45.3	42.3	38.8	47.2	45.2
		1960 4	E		
第1分位	7.6	7.7	8.4	7.4	6.0
第2分位	12.2	12.3	13.0	10.4	10.8
第3分位	16.2	16.6	17.5	14.3	16.2
第4分位	21.4	22.3	23.4	22.8	23.1
第5分位	42.6	41.0	37.7	45.1	43.9
		1970 4	E		
第1分位	7.9	7.9	8.8	7.8	5.9
第2分位	12.3	12.2	13.3	10.9	10.4
第3分位	16.3	16.3	17.4	14.8	15.6
第4分位	21.8	22.3	22.6	22.4	22.5
第5分位	41.7	41.3	37.9	44.1	45.5

図4 世帯所得分布の不平等度(ジニ係数)



等化の傾向を示しているのである。

以上の2点は,図4化示したジニ係数(0に近いほど平等度が高い)からも知ることができる。 見られるように1950年時点では,4職業のうちジニ係数が最も高いのは年金等受給者であり,ついで自営業,職員,労働者の順で低くなっている。また,年金等受給者および自営業においてジニ係数の低下が最も顕著であり,この結果,自営業のジニ係数は1960年代半ばから職員とほぼ重なるようになっている。労働者の場合もジニ係数はわずかに低下傾向を示しているが,職員の場合,低下傾向はあまり明確ではない(職員の実際の数値は,1950年=0.343,1955年=0.3311,1960年=0.3301,1964年=0.3361,1968年=0.3341,1970年=0.3311)。

各職業の所得分布に一定の「平準化」傾向が認められながら、全世帯となるとそうした傾向が消えてしまうのはなぜだろう。一見奇妙に見えるこの現象は、職業間の所得格差の拡大によるものと考えられる。表 5^{-1} , 5^{-2} は、職業別の各世帯および世帯構成員 1 人当りの平均年収(純所得)を示したものである(カッコ内は、労働者世帯の年収を100とした場合の指数)。これによると、1950年から70年までの20年間に名目で約4.5倍(平均世帯所得)ないし 5 倍(世帯構成員 1 人当り)

1950年 1955年 1960年 1964 年 1970年 自営業 6810 (171) 11270 (171) 17080 (182) 23190 (186) 39200 (215) 職員 5095 (128) 11665 (124) 15065 (121) 22100 (121) 8280 (125) 労働者 3975 (100) 6600 (100) 9370 (100) 12440 (100) 18230 (100) 年金等受給者 2440 (61) 4050 (61) 6050 (65) 7810 (63) 10935 (60) 全世帯 4280 (108) 7035 (107) 10065 (107) 13080 (105) 18970 (104)

表 5-1 職業別各世帯の平均年収(純所得 DM)

表 5-2 職業別世帯構成員 1 人当りの平均年収(純所得 DM)

	1950 年	1955 年	1960 年	1964 年	1970 年
自営業	1720 (142)	2870 (142)	4395 (152)	6035 (155)	10485 (181)
職員	1650 (136)	2705 (134)	3870 (134)	5040 (129)	7470 (129)
労働者	1210 (100)	2015 (100)	2895 (100)	3900 (100)	5800 (100)
年金等受給者	1100 (91)	1875 (93)	2960 (102)	3945 (101)	5665 (98)
全世帯	1390 (115)	2320 (115)	3435 (119)	4570 (117)	6900 (119)

900 800 700 600 - 年金生活者 500 労働者 --△--- 職員 400 一· 自営業者 300 200 100 0 1964 1950 1955 1960 1968 1970

図5 職業別世帯数の推移

という大幅な所得増のもとで、とくに自営業世帯の所得が他との格差を明確に広げていることが目につく。自営業者にどのような変化があったのだろうか。

図5 は,職業別世帯数の推移を示したものである。見られるように,自営業者の世帯は他に比して数が少なく,かつ他の職業がすべて増加傾向を示しているのに対し,自営業世帯のみ減少している。この減少の最も大きな部分は農業からの退出による。農業に従事する自営業者の数は,1950年の128.8万人から1960年=112.7万,1970年=76.7万と,とくに60年代に急減している。製造業の自営業者数も,1950年=88.9万,1960年=75.9万,1970年=65.3万と同じく減少しているが,ただし農業ほど減少は急でない。一方,第三次産業の自営業者は1950年=106.8万,1960年=144.1万,1970年=127万と,50年代に増加した後60年代には減少しつつも,1970年時点で出発点よりは高い水準にあった。

ところで、自営業者といってもその内容は、雇用労働者が一人もいない小規模な手工業者・小売商、そして零細な土地持ち農民から、中小さらに大企業の企業家、あるいはいわゆる自由業従事者まで多様である。このうち被雇用者ゼロの農民および小売商・手工業経営者が全体の3分の1あまりを占めており、自営業世帯の減少は、これらを中心に低所得層が退出したことによって生じたものと考えられる。この結果、先に見たように自営業者の平均所得が他と比べてとくに大

きく上昇することになったのである。各職業の所得分布に一定の「平準化」傾向が認められなが ら全世帯となるとそうした傾向が消えてしまう、という「謎」は、自営業者と他との格差の拡大 が、全体としてこの「平準化」を打ち消した結果と考えられる。

職業別の世帯所得分布をもう少し詳しく見てみよう。図6の1~5は、世帯所得分布の1950年から1970年までの推移を各職業別に示したものである。縦軸(世帯数)と横軸(月間純所得)の比率はすべての図で同じになるようにしてある。所得分布を絶対値で可視化することにより、5分位分布やジニ係数等によるこれまでの相対値による分析では見えてこない事実を知るためである。すべての図において、折れ線の山の頂点(最頻値)が右に移動しながら山が崩れていく(散布度が高まる)形をとっている。表5-1に示したように、全世帯の平均所得は1950年から70年までに4280 DMから1万8970 DMへと4.4倍余りに上昇しており、山の裾の広がりはそれを如実に示している。所得分布の幅の広がりは所得の分散につながり、この結果、最頻値の値は小さくなる。所得増はまた、最頻値の右への移動のほか、500 DM未満所得層の減少としても表れている。もっとも、所得の分散が高まれば、ジニ係数などで示される平等度が「安定的」であったとしても、低所得層と高所得層との絶対値での格差は当然拡大する。さらに、低所得層が固定的なものとして滞留するようになれば、それは深刻な問題ともなりかねない。実際、高度成長下の繁栄が過ぎ去ったとき、そうした現象が問題として顕在化するであろう。

図 6 に戻ろう。折れ線の山の頂点が右に移動しながら崩れていく,という上に指摘した動きは 図 6-1 から 6-5 のすべてに共通するが,とくに自営業者の場合,山の崩れの度合いが他とは異質なほど顕著で,明瞭なピークが失われるほどになっている。先に述べた「自営業者」として一括されるものの多様性と,そして低所得層の退出がその原因と考えられる。

自営業者とは逆に、年金等受給者(すでに指摘したように、ここには資産収入で生活する者も含まれる)の折れ線は1970年にもなお尖ったピークの形状を保持している。一定幅に限定された年金給付を受ける層が多数存在するので、これは当然の結果と言える。他の図と異なり1960年の折れ線のピークが1950年のそれより高い位置にあるのも制度によって規定されたものである。西ドイツでは、1957年の年金制度改革によって年金給付額が平均5割以上引き上げられた。また、給付額を就業者の所得変動と自動的にリンクさせるスライド制が導入されたため、年金受給者の所得増のテンポは他の職業従事者とほぼ見劣りしないものになった。もっとも、年金等受給者世帯の所得が他に比して相対的に低いことは、前掲の表5-1、5-2からも見て取れるところである。また、図5に示したように、年金等受給者の世帯数は、1950年の426万人から1970年の772万人へと大幅に増加している。これは、高齢者の増加という人口構成の変化によるところが何より大きい(65歳以上層の人口中の比率は、1950年の9.2%から1970年には13.2%に増加した)。また、年金等受給者の場合、単身世帯の比率が他に比して圧倒的に高い(1970年に42.4%。自営業者は7.4%、職員・官吏は16.1%、労働者は11.1%)。こうした世帯では当然ながら世帯内の他のメンバーによる追加収入の機会がなく、これも、年金等受給者世帯の所得が低位に集中する理由となっている。

つぎに、職員と労働者のグラフ(図6-3、6-4)は似た形をしているが、1950/60/70年のいずれにおいても山のピーク(最頻値)は職員より労働者の方が高く、また最頻値より右、つまりより高所得の世帯のふくらみが職員の方がやや大きい。職員の山のピークの低さはもとより職員世帯の総数が労働者世帯より少ないことによっても規定されているが(図5参照)、試みに、各年の

図 6-1 世帯所得の推移 全世帯
400
350
300
250
万 200
150
100
0 0000
0 0000
0 0000
0 0000
0 0000

図6-2 世帯所得の推移――自営業者

DM

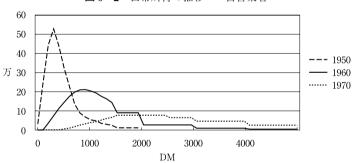


図6-3 世帯所得の推移――職員

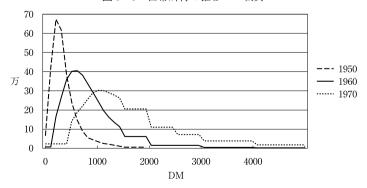


図6-4 世帯所得の推移——労働者

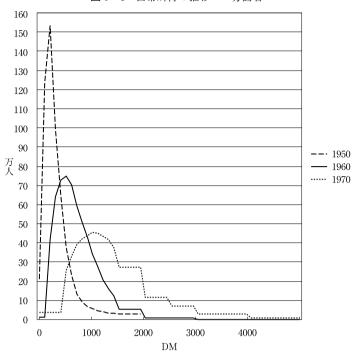
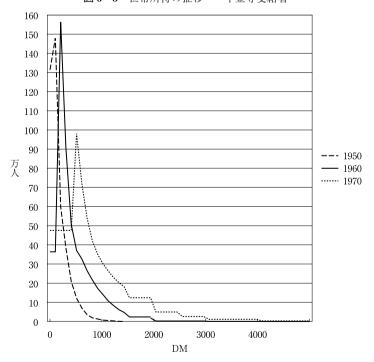


図6-5 世帯所得の推移——年金等受給者



職員世帯数を労働者世帯と同数に調整しても上の傾向は確認される。ただし、すでに指摘したように両者の平均所得は接近の傾向を示している。世帯単位の数値は表5-1、5-2に示したところである。さらに、賃金(労働者)ないし俸給(職員)の推移を見ると、たとえば工業ならびに土木・建築業労働者の平均週賃金は1950年の62 DMから1957年は100 DM、1976年には438 DMに上昇し、一方、工業ならびに土木建築業、そして金融・保険業を含む商業における職員の平均給与(月収)は1957年の479 DMから1976年には2265 DMに上昇している。1976年を100とすると、労働者の場合1957年は23.7、職員では24.7となり、労働者の方が賃金の上昇がやや大きかったことが分かる。

しかし、こうした平均値以上に顕著な違いが出るのは――全世帯のなかで、自営業者、職員、労働者、年金等受給者の違いが大きかったように――ここでもふたたび労働者・職員それぞれの内部における相違である。とくに職員の場合、その職務内容はきわめて多様であり、かなりの監督権・裁量権を有する管理職的地位から、ほとんど予備的訓練を要しない単純労働(たとえば小売業の女性店員)までがここに含まれ、下位の職員層の収入は労働者と変わらぬ水準でしかなかった。一方、労働者の場合、確かに熟練工(検定試験にパスした者など)、半熟練工(職業訓練を受けた労働者)、不熟練工などの違いはあるものの、実際には出来高賃金の比重が大きく、残業手当、夜間・休日割り増し賃金が大きな意味を持ったため、教育による労働者内部の階層差の経済的影響が縮小した。前出図4が示すように、自営業者、職員、労働者、年金等受給者のうち労働者のジニ係数が最も低い。

労働者と職員との関係は、労働者階級の形成・解体、そしてドイツにおける職員層の歴史的特質に関わってこれまでとりわけ厚い研究史が積み重ねられてきた問題である。以下、節を変えてこの両者について検討を加えることにする。

2. 職員と労働者:戦後における「平準化」

(1) 職員

職員と労働者の間に身分的とも言うべき隔たりが存在したことは、19世紀以降におけるドイツ社会の重要な特質のひとつである。「労働世界、政治的言語、社会的法、労働組合の構造、国家の統計、そして日常生活の多くの面で、ドイツでは、労働者と職員の差が西欧・北米より明確に現れ、大きな意味をもった。」ドイツの工場では、「俸給」(ほとんどの場合月給)取得者と「賃」労働者(出来高、時間、日、週賃金)とが明確に区別され、職員——20世紀初めまでしばしば「民吏 Privatbeamte」と呼ばれた——は一般に、労働者より高い賃金と短い労働時間、雇用の安定、休暇や企業独自の保険等における特権など、経営内で別格の処遇を得ていた。また、職員のみを対象とする1911年の年金保険法の制定以来、労働者と職員の区別が法的にも保障された。職員は独自の労働組合を結成し——上の年金保険法はその圧力をうけて制定された——、労働者・職員を同時にメンバーとする労組は長らく存在しなかった。意識の上でもほとんどの職員層は、「被雇用者 Arbeitnehmer」ではなく独自の職業身分、資本家ないし企業トップ層と賃労働者大衆との間に位置する「中間層」の一員と自らを位置づけていた。ただし、こうした差異は第二次大戦後、とくに1950年代以降意味を失っていく。

まず、賃金・俸給の動きを見ると、終戦直後に実施された賃上げ凍結は、職員の場合基本的に

1949年初めまで続いたのに対し、労働者に対しては早期に緩和された。少し詳しく見ておこう。 すでにナチ支配下の1938年以来ドイツでは賃金統制が実施されており、占領軍当局はこれを引 き継いだ。すなわち、連合国管理理事会(Kontrollrat)は1945年10月12日の指令により、賃金・ 俸給を同令発布時点の水準に維持することを命じ、賃上げがなされる場合には当局の特別の許可 を要することとした(ただし、ソ連占領地区では事後の賃上げに関する規定は盛り込まれず、厳格な賃金 凍結のみ指示された)。しかし現実には、処罰規定の存在にもかかわらず指令破りの賃上げや、現 物での賃金支給、虚偽の労働契約が横行した。賃金は生活の最低限をまかなうにも足りず、深刻 な物資不足のもとで,そもそも金があったとしても食料をはじめ物資が手に入らなかった。戦争 によって労働適格年齢の男性が大きく減少したこともあり、重労働に耐える健康な男性労働者が 不足する一方、完全には使い物にならない虚弱な労働者が労働市場にあふれていた。このなかで、 労働意欲の低下、労働忌避がかつて例を見ないほどに広がる。事態を改善するため当局は、1946 年9月に前年の指令を補足修正し、「問題産業 Problem-Industrien」と認められた業種において は一定の賃上げを許可することとした。これにもとづいてまず炭鉱業で最高20%の賃上げが実施 され、他の鉱業、建築業、繊維工業などいくつもの業種がこれに続いた。ただし、この措置によ る賃上げは労働者に集中して行われ、これが、労働者と職員の所得の接近を促す作用をおよぼす ことになる。

ドイツ連邦共和国 (西ドイツ) が成立した1949年以後も労働者の賃金は相対的に高い上昇率を示し、1950年代前半には職員労組から「精神労働の過小評価」に対する抗議の声があがった。しかし50年代半ば以降、好景気の下で被雇用者の収入全般が大きく上昇すると、そうした声も消えていく。むしろこの時期以降、全体としての所得水準向上という状況のなかで職員層内部の所得格差が広がり、トップ層の俸給が明確に上昇する一方、下位および中位の職員の俸給は労働者の賃金と接近していった。

職員層内部の所得格差は、すでに指摘した職員という存在の多様性を反映するものである。西ドイツ政府による1951年の俸給・賃金調査によって、戦後の出発点における職員層の内部構成を見ておこう。調査は抽出調査で、調査対象となった職員の数は男性19万7800人、女性は12万1100人、合計約32万人で職員全体の20%弱(男性19.2%、女性19.7%)を把握している。労働者と比べて女性の比率が高いのが職員の特徴のひとつであり、調査対象中38%が女性である(労働者では19%余り)。業務内容を見ると、男性では3分の2が販売職であり、21%が技術職、13%が親方(Meister)として働いていた。一方、女性の場合は、販売職が97%と大半を占め、技術職および親方はわずかでしかない(とくに親方は例外的)。

業種別では、商業ならびに金融・保険業に従事する者が43%(うち卸売業および輸出入取引業が43%、小売業が37%)と半数近くを占め、加工製造業の23%(うち最も多数を占める化学工業、繊維工業がそれぞれ17%、16%)、鉄および金属製造・加工業の19%(うち最も多数を占める機械製造業、電気機械器具工業がそれぞれ27%、19%)がこれに次ぐ。女性に限ってみると、商業ならびに金融・保険業に従事する者の比率がさらに56%に高まり、うち小売業が51%、卸売りならびに輸出入取引業が33%を占めていた。小売業で働く膨大な女性店員の存在は、「ホワイトカラー」・「ブルーカラー」の区別ではくくりえない「職員 Angestellte」というカテゴリーの多様性を端的に示すものと言える。

表 6-1 職員の業務レベル別分類---販売職(%)

	Ιb	II	III	IV	\overline{V}
1951年	3.7 (0.2)	15.7 (2.7)	37.4 (18.3)	37.1 (61.2)	6.2 (17.7)
1966年	5.5 (0.4)	22.4(3.7)	48.6 (30.1)	20.5 (55.4)	2.9 (10.4)

^{*}数値の左側は男性、右側のカッコ内は女性。以下同じ。

表 6-2 職員の業務レベル別分類――技術職(%)

	Ιb	II	III	IV	V
1951年	5.9 (0.7)	24.9 (9.5)	39.0 (23.9)	26.9 (52.3)	3.3 (13.7)
1966年	5.3 (0.7)	29.4 (5.6)	51.4 (33.7)	13.4 (52.0)	0.6 (8.0)

表 6-3 職員の業務レベル別分類---親方(%)

	Ιb	II	III	IV	V
1951年	- (-)	15.7 (0.9)	72.4 (55.6)	12.0 (35.3)	- (-)
1966年	- (-)	22.4(-)	71.8 (-)	5.7 (-)	- (-)

こうした多様性は、業務レベル別の分類(Leistungsgruppe)からも知ることができる。表 6-1 ~ 6-3 は、1951年の上記俸給・賃金調査と1966年の同調査の結果をまとめたものである。業務レベルは I が最高で、監督権・裁量権を有する管理職的地位にある職員を指す。その上で、一定の収入(1951年は月収2000 DM、1966年は3500 DM)を上回る者が Ia、それにおよばない者が Ib である。ただし Ia は、所得額が不明なため以下の検討から除外してある。以下、権限と専門的知識・能力のレベルに応じてランクづけがなされ、最も低位の業務レベル V は、職業教育を一切要しない機械的作業に従事する「不熟練職員」を指す。

表からはまず、男女間の熟練度分布の相違が目をひく。すなわち、1951/66年のいずれにおいても、男性の場合、相対的に上位の Ib から III のカテゴリーに属する者が過半を占めるのに対し、女性の場合は逆に、熟練度の低い IV と V が過半を占めている。また、1951年からの変化を見ると、販売職、技術職のいずれにおいても男女とも IV および V の比率が低下する一方、II と III の比率が上昇している(販売職では Ib も。ただし、女性技術職の II は低下)。親方の場合も IV が低下する代わりに II が上昇している。より高い業務レベルへのこのような重点移動は、業務内容の高度化を反映するものと考えられる。ただし、男女を比較するとこの重点移動は男性においてより顕著であり、男女間の格差をさらに広げる結果となっている。

男女では年齢構成にも大きな違いがある。1966年時点で、男女職員それぞれの全体のなかで30歳未満層が占める比率は女性60%に対して男性は27%であった。これとは逆に、55歳以上層の占める比率は男性17%に対して女性は6%にとどまっている。女性の方が明確に若年層寄りに偏っているのである。この年齢と性別を業務レベルとクロスして見ると、IV および V に属する女性職員のうち30歳未満層の比率はそれぞれ68.1%、67.0%。一方、同じ年齢層の男性の場合は IVが48.8%、V が31.4%である。また、すべての年齢層の男性職員において、業務レベル III に属する者が5割前後を占めているのに対し、女性の場合は、業務レベル IV に属する者がすべての年齢層で最も多い(30歳未満層では60%強、30~45歳/45~55歳/55歳以上では43~46%程度)。要する

に女性の場合は、比較的若く熟練度の低い業務につく職員の多いことが顕著な特徴である。女性の場合、学校教育を受ける期間が一般に男性より短く、早い時期から徒弟ないし不熟練労働者 (職員)として働き出すことが多かった。また、結婚あるいは第1子の誕生とともに仕事を辞めることがしばしばで(1966年調査では、男性の83%が既婚者であるのに対し、女性職員の既婚率は45%にとどまる)、多くの女性は後にふたたび仕事に戻るとしても、全体として勤続期間が短く(調査時点における勤務先企業での勤続期間3年未満の者の比率は男性が25%、女性は40%)、従って給与も低い。

以上に加えて、パートタイムで働く職員の存在も忘れるべきでない。1966年の俸給・賃金調査では、労働者・職員の双方についてパートタイム労働の立ち入った調査が初めて行われた。対象となった50の業種におけるパートタイム職員の数は約24万1000人、うち女性が22万2000人(92%)である。フルタイムの女性職員の数は約150.5万人なので、女性職員の7人に1人がパートタイムということになる。一方、男性のパートタイム職員は約1万8500人で、男性職員総数202万人中の0.9%を占めるに過ぎない。1966年10月という調査時点は不況期にあたり、パートタイム労働者の数はその前後より少なかったと考えられるが、男性のパートタイム職員は、医療や法曹関係など一部の例外を除き、好不況にかかわらずほとんど無視してよい水準でしかない。

そこで女性に限って見ると、女性パートタイム職員の半数余り(56%)が小売り・卸売業で働いている(フルタイム女性職員の場合は37%)。業務内容を見ても、フルタイムの場合と同様ほとんどすべてが販売職の職員である。業務レベル別では、予想されるとおり低熟練レベルの比率がフルタイム職員より大きく、IV、Vに属する者の比率は62%、13%であった(フルタイム職員に関する表6各表の数値を参照)。年齢を見ると30~45歳未満が39%で最多であり、30歳未満が29%、45~55歳未満が21.1%でこれに次ぐ。フルタイム職員の場合は、上に指摘したように60%が30歳未満であった。したがって、パートタイム職員の年齢構成はフルタイム職員と比べて明らかに上に偏っており、多くが既婚者と考えられる。要するに、今日わが国でも見られるように、主婦がパートタイムで店員を務める、というのが典型的姿と見てよい。これもまた「職員」のひとつの姿である。

以上のように、「職員」と呼ばれる者の内容はきわめて多様である。この多様性自体は――多様性の程度がさらに高まった点を別にすれば――19世紀以来のものと言えるが、しかし、その多様性を覆い隠すようにして職員層の一種身分的な一体性を担保してきた制度的枠組みが、戦後崩れ去る。これが、戦後をそれ以前と区別する新たな事態である。

すなわち、労働者と区別される職員の地位を法的に保障してきた職員独自の社会保険制度は、1951年の傷病保険法改訂を皮切りに、1950年代、そしてとくに1960年代以降、職員層の物的・法的な特権的地位を実質的になくす方向で改められていった。また、職員が労働者と別個の労働組合に組織される、というドイツ労働組合運動の特質は、すでにナチ支配下で崩れはじめていた。すなわち、左右ならびに自由主義という政治方向ごとに存在した3つの職員労組は解体・統合され、労働者の労組とともにナチの労働者組織である「ドイツ労働戦線」(DAF)に吸収された。終戦2年後の1947年に職員層は統一労組「ドイツ職員組合」(DAG)を結成するが、一方、1949年に成立した「ドイツ労働組合連合」(DGB)も――ワイマール期と異なり――職員層の引き入れを図り、DAGを大きく上回る数の職員を傘下の労組に組織することに成功した。これに対してDAGは労働者との「平準化」に反対する路線を強め、1950年代半ばまで両組織の対立が先鋭

化するが、その後、成員数の伸び悩みとともに DAG は社会民主党に接近し、DGB との政策上の相違は薄れていった。

労働および生活の実態を見ても、事務作業と工場での労働の違いがしだいに不鮮明になり、労働者も賃金を振込みで、かつ月ごとに(月単位の計算ではないとしても)受け取るようになった。休暇、企業年金、報奨金、労働時間、解約告知期間などにおける労働者と職員の差は縮まり、労働者のみならず職員もしばしば「君僕で呼び合うduzen」ようになった。とくに50年代半ば以降、所得水準の向上とともに、電気製品や自家用車、住宅設備、休暇旅行、映画鑑賞など、職員・労働者の消費行動はめだって接近していく。読書、観劇、有価証券の形での貯蓄など、消費行動の違いがまったく消えたわけではないし、教育水準の差、そして労働者から職員への上昇に対するバリアも長く残るが、全体として労働者・職員間の「平準化」傾向は顕著であり、むしろ両者間の差以上に職員層内部の多様化が大きく進んだ。こうしたプロセスの結果、ドイツ近代史を特徴づけた「中間層」・「職業身分」としての職員の存在は、基本的に意味を失うのである。

(2) 労働者

戦後ドイツの労働者の動向を職員と比較したとき、特徴的な相違のひとつは、労働者数の増加が緩慢であり、かつ1960年代から減少に転じていることである。前掲の図5からわれわれは、職員を世帯主とする世帯が戦後一貫して増加しているのに対し、労働者世帯は1960年代半ばから伸び悩んでいる状況を知ることができる。世帯主以外を含む数値で見ると、職員・官吏の数が1950年の440万人から1961年=710万人、1970年=970万人、1977年=1138万人と一貫して増加していったのに対し、労働者数は1950年の1123万人から1961年=1348万人に増加した後、1970年=1258万人、1977年=1107万人と減少している。さらに、1960年代に入って急増した外国人労働者分を減じると、ドイツ人労働者の数は1961年=1310万人から1977年=940万人へと30%近く減少している。

こうした動向は、戦後ドイツの産業構造の変化を直接反映するものである。まず、農業労働者の減少。表7に示したように、第一次産業の就業者数は1950年の511万人から1970年の199万人へと4割弱にまで減じ、就業人口中に占める比率も23%から7.5%に低下している。農業就業人口全体の縮小を上回るテンポで農業労働者数が急減していることは表の示すとおりである(1970年の農業労働者数は1950年のそれの24%)。一方、第二次産業および第三次産業の就業人口はいずれも増加しているが、ただし、後者の伸びがやや大きい。この結果、就業人口中の比率は、第二次産業が1950年の42.3%から1970年の48.9%へ、第三次産業は34.5%から43.6%に上昇している。被雇用者について見れば、第二次・第三次産業のいずれにおいても労働者に比して職員・官吏数の伸びがはるかに大きい。また、別の資料から職員と官吏それぞれの人数を見ると、1950年に職員が約320万人、官吏が85万人であったのが、1970年には職員915万人、官吏227万人となっており、とくに職員数の伸びの著しいことが分かる。農業の後退と、それに代わる第三次産業の比重の増大、そして、第三次産業のみならず第二次産業においても被雇用者内部における職員の比重の増大。こうした二重の意味での経済の「サービス化」のもとで労働者は、被雇用者中の比率のみならず絶対数でも減少することになるのである。

労働者数の減少は、第二次産業内部の主導産業の交代にも起因する。かつて主軸産業のひとつ

表 7 産業部門別就業人口の変化(単位:百万人)

2 住来町 別税未入口の友に (単位・日ガス)							
	1950 年	1961年	1970年				
	第一次産	業					
就業者数	5.11	3.59	1.99				
うち 自営	1.25	1.14	0.66				
一緒に働く家族	2.73	1.99	1.01				
職員・官吏	0.04	0.04	0.05				
労働者	1.09	0.42	0.26				
	第二次産	業					
就業者数	9.34	12.80	12.96				
うち 自営	0.94	0.72	0.64				
一緒に働く家族	0.16	0.21	0.22				
職員・官吏	1.11	2.14	2.99				
労働者	7.12	9.73	9.11				
	第三次産	業					
就業者数	7.62	10.14	11.55				
うち 自営	1.07	1.38	1.27				
一緒に働く家族	0.29	0.46	0.42				
職員・官吏	3.25	4.92	6.66				
労働者	3.01	3.33	3.19				
	総計						
就業者数	22.07	26.53	26.49				
うち 自営	3.26	3.24	2.57				
一緒に働く家族	3.18	2.66	1.65				
職員・官吏	4.40	7.10	9.70				
労働者	11.23	13.48	12.56				

であった鉱業は、石炭から石油へのエネルギー源の代替とともに衰退し、被雇用者数は、1950年の58万人余りから1955年には64万人まで増加した後、1970年には31万人に減少する(うち炭鉱業は1950年の51.6万人から1970年の27.7万人に減少)。このうち労働者は、1950年の55万人から1970年には23万4000人に減少した。これに対して最も多くの労働者を擁するようになったのは、化学、機械製造、自動車、電気機械器具という「経済の奇跡」の中核となった産業であり、1971年には全工業労働者(鉱業、手工業、建築業、エネルギーおよび水供給産業は除く)の36%、職員の49%がここで働いていた(1950年にはそれぞれ19%、32%)。ところで、これら成長産業では職員に対する労働者の割合が他に比して低く、たとえば化学工業では、職員1人当りの労働者数は1950年に2.2人、1971年には1.4人、電気機械器具工業では1950年に3人、1971年には2.1人であった。一方、衰退する産業、たとえば繊維工業では同じ数値は1950年に7.1人、1971年に4.0人、鉱業では1950年に7.5人、1971年に4.8人であった。相対的に労働者の比率の高い産業が衰退し(しかも、そこでも内部で職員の比重が高まる)、労働者の割合の低い産業が成長する、といった変化が、労働者数減の一因となったのである。

さて、労働者(そして職員を含む被雇用者全般)にとって、戦後における経済発展のもたらした 最大の変化のひとつは賃金の大幅な上昇である。1945年からの数年間、労働者の賃金が占領軍当 局によって規制されていたことはすでに述べた。その後、1948年から実質賃金の上昇が始まり、1950年にはすでに戦前の水準を回復する。以後、1950年から71年の間に、工業労働者の賃金は名目で4.8倍、実質でほぼ3倍に上昇した。また、1950年に11.0%だった失業率は55年には5.6%、60年には1.3%、70年には0.7%に低下し、1960年頃から事実上の完全雇用状態が実現されていた。失業者のうち2年以上失業が続く長期失業者の割合も、1953年の28.8%から1971年には1.5%に低下する。

「絶対額でも相対的にも歴史に比を見ない急速な豊かさの発展は、1950年代以後における西ドイツ国民の中心的経験」であり、「労働者の歴史上、最も明確かつ最も影響の大きい非連続性を成す現象」である。労働者世帯の消費支出のうち食費および嗜好品が占める割合は、1950/51年の55%から1962/63年には47.1%、1973年には31%まで低下した。支出のうちとくに増加が著しいのは交通費で、その大きな原因は自家用車の保有である。自家用車をもつ労働者世帯の比率は1958年の5%から1962年には22%、1969年には49%とほぼ5割に達し、さらに1973年には66%に上昇した。また、テレビの保有率は1958年=11%、1962年=41%、1969年=81%、冷蔵庫は1958年=11%、1962年=54%、1969年=89%と、いずれも急速に伸びている。

住宅事情の改善も著しい。敗戦後の危機的な住宅不足のなかで広まり、1950年時点でなお全体の35%におよんだ転借人(Untermieter. 他人の借りている住居の一部を又借りする)世帯は1968年には4%にまで縮小した。一方、同じ期間に、借家・間借人世帯の比率は40%から61%に、住居所有世帯の比率は25%から35%に上昇している。労働者に限ってみると、1968年における住居所有世帯の比率は32%、借家・間借人世帯は63%、転借人世帯は5%であった。住居の大きさも改善する。西ドイツ全体で、1人当りの居住面積は1950年の14.9m²から1970年には23m²に拡大した。1961年に労働者世帯の54%は1ないし2室の住居に住んでいたが、7年後の1968年にその比率は15%に低下し、一方、4室以上の住居に住む労働者世帯の比率は同じ期間に15%から58%に上昇した。また、1958年には、専門技能工世帯の71%、それ以外の労働者世帯の81%が浴室のない住居で暮らしていたのに対し、ほぼ10年後の1969年には両者あわせて71%が浴室をもつようになっている。

労働時間の短縮による「余暇」の獲得も労働者の生活を変えた重要な要素である。20世紀の初めまで、労働者の1週間当りの労働時間は60~90時間であった。しかし、第一次世界大戦後に8時間労働が実現され、第二次大戦後は、まず1957年の賃金協定によって1週間の労働時間が45時間と定められ、70年代初めには多くの部門で40時間にまで短縮された。また、1956/57年の週45時間制の実現に際して、週5日制が導入された。もっとも、実際の労働時間が協定に定める通りであったわけではなく、好景気は残業の伸びにつながった。ただしそれでも、工業労働者1人当りの実際の年間労働時間は1950年の2274時間から1970年には1892時間に減少している。労働時間の減少は、有給休暇の拡大によってももたらされた。労働者の年次休暇取得権は1960年の平均14日から1969年には20日に増えた。休暇旅行は労働者の場合、60年代にはなお一般的とまではいえないが(少なくとも年1回旅行をした者の割合は、専門技能工の場合60年代に2割台後半から4割、それ以外は2割弱から3割余りの間を変動している)、ただし、旅行する者の旅行期間はこの間着実に長くなり、また、外国に旅行する者の比率も60年代末には国内旅行とほぼ同じにまで伸びている。 860 金持ち の特権だった休暇旅行がしだいに庶民のものとなっていったのである。

50年代以来の高度成長を経てドイツは「豊かな社会」となり、労働者もその恩恵に浴した。ただし、労働者の生活水準向上を確認するのみでは、現実の重要な側面を見逃すことになる。

まず、賃金の上昇をはじめ上にあげた諸指標のほぼすべてについて、職員と労働者の格差は――すでに指摘し、かつまたすぐ後で確認するように縮小傾向を示したとはいえ――なお明確に存在していた。労働者および職員の世帯所得の差は、前出の表 5 - 1 および 5 - 2 、そして図 6 - 3 および 6 - 4 を見れば明らかである。自家用車の保有率は、1962年の時点で自営業者が67%、職員・官吏が40%に対して、すでに見たように労働者は22%であった。1973年時点では、自営業者80%、官吏84%、職員73%、労働者66%であり、労働者の追い上げが著しいとはいえ、なお格差は残っている。住居についても同様で、持ち家(集合住宅および一戸建て)、借家・間借、転借のいずれにおいても、労働者世帯の部屋数は、職員のそれに接近しつつもなお及ばない。年次休暇取得権は、1969年時点で労働者が平均20日であるのに対し、職員は22日、官吏は25日であった。同じ年、官吏の77.1%、職員の55.7%が年20日を越える休暇をとっているが、労働者の場合35.4%にとどまっている。最後に、少なくとも年1回旅行をする者の比率は、専門技能工以外の労働者が60年代に2割から3割強だったのに対し、職員・官吏の場合は5割から7割に達している。

住居についてはさらに、居住区域の差が明確に残っていた。第二帝政期に大きく進んだ「都市化 Urbanisierung」のなかで、階層ごとに分離した居住区域が都市内に形成されていった。一例をあげれば、戦前のダルムシュタットでは、上層はおおむね市の東部および東南部、あるいは「別荘地 Villen-Kolonie」と呼ばれる郊外のエバーシュタットに住み、5から10ほどの立派な部屋をもつ住宅を有していた。中層家庭の居住地はそれほどまとまってはおらず、市中心部の3階建ての連棟式テラスハウス(Reihenhaus)や市の南部および周辺地区のよく整備された住宅地に住むことが多かった。最後に下層の住民は、とくに市の北部に集中していた。そこでは、ほとんどが4階建てのアパートが道路をはさんで並び、さらにその奥に隠れて薄暗い後屋(Hinterhaus)が建っていた。下層住民はまた市の西部および西南部にひろがる住宅団地にも住み、そこには1家族ないし2家族用の質素な家が並んでいた。ダルムシュタットを含め、第二次大戦は、都市の姿を変えるほどの破壊をしばしばもたらしたが、しかし、階層ごとの居住地の分離は維持され、あるいは再現された。工場や駅のそばに労働者が住み、より豊かな人々は閑静な地区を選ぶ、という傾向は戦後も続いた。連邦議会による1970年の調査報告は、労働者や年金生活者、下層の職員や官吏が集まり住む地区では十分なインフラが整備されていない、と指摘している。

上の調査報告で、下層職員が労働者と一括して論じられていることに注意しよう。この点が、 労働者の生活水準の向上という全般的動向について留保すべき第2の点に関わる。すなわち、労 働者内部の——そして職員内部の——分化の問題である。

職員について行ったのと同様に、業務レベル別の工業労働者(建築業を含む)の比率を示せば表8のとおりである。業務レベルは1から3の順に低くなり、1は、賃金協定において専門技能工(Facharbeiter)、特殊技能工(Spezialfacharbeiter)などと呼ばれる熟練工、3は、専門教育をまったく必要としない補助作業に携わる労働者で、賃金協定では不熟練労働者(ungelernte Arbeiter)、単純労働者(einfache Arbeiter)などと呼ばれる。2は両者の中間で、ほとんどの場合最低3ヶ月の職業訓練を通じて技能を修得する労働者であり、賃金協定では専門労働者(Spezialarbeiter)、半熟練労働者(angelernte Arbeiter)などと呼ばれる。

表8 工業労働者の業務レベル別分類 (%)

	1	2	3
1951年	58 (12)	25 (46)	17 (42)
1966 年	57 (6)	32 (49)	11 (45)

*数値の左側は男性、右側のカッコ内は女性。

表からまず確認されるのは、職員の場合と同様顕著な男女の差である。男性の場合、業務レベル1が1951/66年のいずれにおいても6割弱を占めたのに対し、女性はレベル3が4割以上、レベル2と合わせれば9割前後が相対的に熟練度の低い労働者であった。経年変化では、男性の場合、業務レベル1の高熟練層の比重はほとんど変わらず、不熟練層がやや縮小して上位の層に移っている。一方、女性の場合は、高熟練層の縮小が特徴的である。

技術発展に伴う「熟練の解体 Dequalifizierung」という19世紀以来の予測は、戦後の経済発展の中でも現実のものとはならなかった(ある調査によれば、ベルトコンベア労働者の比率は1972年時点で全労働者の5%に過ぎなかった)。単純な肉体労働から作業機を用いた熟練労働まで、製造業の伝統的作業形態は戦後も広く維持された。もっとも、技術発展と合理化の進展にともなう作業の標準化、細分化、他律化、作業リズムの加速が進み、全体としてみれば、肉体的負担が一定減じる代わりに心的負担が増した。また、技術発展は、高度な機械機器の維持管理に携わる新たなタイプの高熟練労働者を生み出す一方で、自動機械の操作・監視など、特別の能力を要しない新たな不熟練工をも生み出した。こうして、労働者内部の「分極化」が強まる。そして、不熟練工の大きな部分を女性および外国人労働者が形成することになるのである。

実際,不熟練工に偏った構成を反映して女性労働者の賃金は男性に比べて低く,工業部門における女性労働者の1週当りの平均収入は,1950年時点で男性の59%,1971年には64%と,縮小傾向にあるとはいえ,なお明確に格差が存在した。同一の業務レベル内で比較しても,たとえば業務レベル1では,女性労働者の1週当り平均収入は男性の64.7%,レベル2では68.1%,レベル3では73.4%となっている(1971年時点)。

女性労働者について、もう少しみておこう。まず、女性の就業者数は全体で、1950年の730万人から1971年には960万人に増え(ただし就業率は30~34%の間で推移し、あまり大きな変化はない)、うち被雇用者は同じ期間に415万人から760万人へと増加し、就業者中の比率も57%から79%に上昇している。ただし、被雇用者のうち労働者に限ると、女性労働者の数は1950年=343万人、1961年=393万人、1970年=351万人、1977年=314万人と変化しており、60年代に入り、労働者数全体の減少と歩調をあわせて減少する。女性就業者の増加は職員に集中して進んだのであり、1971年時点では、全女性就業者のうち職員・官吏が43.7%、労働者が34.8%と、前者が後者を大きく上回っている。

つぎに、女性労働者の雇用には、職員同様業種による偏りがある。1966年の俸給・賃金調査によれば、古くから女性労働者の集中する伝統的な「女性産業」である衣料品製造、繊維工業が工業部門における女性労働者のそれぞれ15%、14%を占めており、また、両産業の労働者全体の中で女性が占める比率も、それぞれ8割強、5割強と、他産業に比して圧倒的に高い。ただし、繊維工業はすでに50年代半ば、衣料品製造業は60年代半ばから被雇用者数が減少に転じる「衰退産

業」である。「成長産業」のなかでは電気機械器具工業に多数の女性労働者が集中しており、工業部門における女性労働者の16%がここで働いていた。労働者中の女性の比率も、ここでは35%と高い。他に多くの女性労働者を擁する産業としては金属、化学、機械工業があげられるが、職員と比べて特定産業への偏りは小さい。

先に見た業務レベルごとの分布についても業種による差が大きい。衣料品製造業,繊維工業では業務レベルの高い女性労働者が相対的に多かった。上の1966年調査によれば,衣料品製造業では業務レベル1が15%,レベル2が71%,繊維工業ではレベル1が8%,レベル2が66%であった。これに対して電気機械器具工業では,業務レベル1は2%にとどまり,レベル2(41%)とレベル3(57%)が圧倒的多数を占めている。金属,化学,機械工業でも同様で,業務レベル3の女性労働者がそれぞれ57%,59%,51%と過半を占めた。「成長産業」で働く女性労働者は,より低い熟練レベルに偏っているわけである。

以上に加えて、職員の場合と同様、パートタイム労働者の大半が女性であったことも指摘しておこう。1966年の俸給・賃金調査によれば、約23万2000人のパートタイム労働者のうち88%が女性だった(職員では先述の通り、約24万1000人のパートタイマーのうち92%が女性)。また、女性労働者の6人に1人がパートタイマーである(職員では7人に1人)。常勤労働者同様、衣料品、繊維、電気機械器具、金属、化学、機械という6業種で最も多くのパートタイム労働者が働いており、全体の55%がここに集中している(常勤労働者の場合は6割)。これらの業種では、女性労働者の13~19%がパートタイマーであった。年齢を見ると、男性の場合、パートタイム労働者の半数余りが55歳以上(常勤の場合は17%弱)、65歳以上に限っても27%弱を占め、男性パートタイム労働者の多くが定年後の年金受給者だったと考えられる。女性では30~45歳層が45%弱(常勤の場合37%弱)、45歳以上が32%弱を占めており、職員同様圧倒的多数が主婦だったと思われる。また、容易に想像されるとおり、常勤労働者と比べてパートタイム労働者では低熟練層の比率が高い。すなわち男性の場合、業務レベル3に属する労働者の比率は、常勤労働者が11.7%に対してパートタイム労働者の賃金は常勤より低いレベルに偏り、また、労働時間の短さからしてすでにパートタイム労働者の収入は少なくなる。

労働者内部の賃金格差には、さらに賃金形態の相違、年齢差、企業規模、勤続年数など、いくつもの要因が影響を与えている。以下では、ドイツの労働者の特質をよく示すと思われる最初の2点について検討を加えておこっ。

まず、賃金形態について。労働者の賃金形態には、時間賃金、出来高賃金、両者の併用(時期によっていずれかの形で支払う)という3つのタイプがある。出来高賃金は、機械化が進んだ分野における単純な反復作業に向いており、こみいった熟練を要する作業には適用が難しい。1966年の俸給・賃金調査によれば、工業における労働者のうち男性の62%が時間賃金、30%が出来高賃金、併用は8%、女性はそれぞれ51%、40%、9%であった。1957年時点では、それぞれの数値は男性が64%、26%、10%、女性は55%、33%、12%であり、男女いずれとも出来高賃金が増加する一方、他の2形態はやや減少していることが分かる。1966年調査では、出来高賃金による労働者の1週当りの収入は、時間賃金の労働者より男性の場合5%、女性の場合14.4%高い(併用による賃金収入は、男性の場合出来高賃金よりやや高く、女性の場合やや低い)。業種によっては、出来

高賃金で働く業務レベル3の労働者が、時間賃金で働く業務レベル1の労働者より高い収入を得ることもあった。

つぎに、年齢による賃金格差。上記の1966年調査によって年齢による賃金収入(月収)の差を見ると、男性の場合、全体の平均を100として、30歳未満=99.3、30~45歳=103.7、45~55歳=98.6、55歳以上=93.4となり、30~45歳が最高で、その前後で収入は低くなっている。女性の場合は、30歳未満=100.5、30~45歳=101.9、45~55歳=98.4、55歳以上=95.6で、格差の程度は幾分緩やかだが、男性と同じ分布を示している。ところで、ドイツの賃金協定制度は、私企業において年齢の上昇を理由とする賃金の変更を認めていない。したがって、45歳以上層で収入が低下するという上に見た現象には何らかの説明が必要である。

ひとつの理由は、年齢が上になるほど熟練度の低い業務につく労働者が多いことにある。たとえば上記調査において、業務レベル1の男性労働者のうち45歳以上が29%であるのに対し、レベル3では同じ比率は40%におよんでいる。逆に、業務レベル1に属する労働者で最も多くを占めるのは30歳未満の若い層であり(60%余り),以後、年齢が高まるにつれてその比率は低下する(55歳以上では47%強)。女性についても同様である。職員と異なり労働者、とくに半熟練・不熟練労働者の場合、年齢が上がるにつれて上位の業務ランクに上昇する、ということがあまりない。1971年の国勢調査によれば、専門技能工の半数余り(56.1%),半熟練・不熟練労働者の4分の3(それぞれ72.8%、72.4%)が就労の出発点と同じ位置のままの仕事についていた。

もうひとつ,年齢の高い層の賃金収入が低いという現象は,先に見た賃金形態の問題に関連している。上の1966年調査によれば,男性労働者全体のうち時間賃金で働く者の比率は,30~45歳層が66.9%であるのに対し,55歳以上層では80.5%と高くなっている。女性労働者の場合,差はより大きく,同じ数値は56.8%,75.8%である。つまり,年齢が上になるほど出来高賃金で働く者が減り,時間賃金で働く者が増えているのである。前述のとおり出来高賃金は,とくに単純な反復作業に携わる労働者に適用されたが,ただし収入は時間賃金より出来高賃金の方が一般に高く、このため年齢の高い層の収入が相対的に低くなるのである。

以上,職員同様,労働者もその内部の分化が著しい。しかし,両者の賃金収入をあらためて比較すると,職員より労働者の方が所得のバラつきの程度が低い。1966年の俸給・賃金調査によれば,男性労働者の場合,最も多くの労働者が集中する所得帯(月収)は800~900 DM であり(全体の21.0%),その前後,700~1100 DM の間に全体の7割(69.2%)が集中している。一方,職員(男性)の場合は,最も多くの職員が集中する所得帯は1000~1100 DM であり(全体の11.4%),その前後で労働者と同じ計7割程度の職員が分布するのは800~1600 DM の間と,はるかに大きな幅の所得帯をあわせねばならない(女性の場合も同様の傾向が見られるが,ただし,最頻値を示す所得帯は男性より下に位置している)。

また、上の数値に見られるように、全体としてみれば職員の賃金収入は労働者より上位にあるということができるが、しかし、両者の差は戦後、やや縮小する傾向を示している。すでに図6-3、6-4に関わる記述のなかで、われわれはこの点を確認した(注59の本文)。別の指標をあげれば、建築業を含む工業における男性労働者の月収(総所得)は、1951年時点で職員(男性)の73.9%だったが、1970年には78.4%に上昇している。女性の場合は、75.7%から78.6%への接近である。世帯所得となると接近の度合いがより大きくなることは、表5-1、5-2から窺える。

表 9 労働者・職員の業務レベル別平均月収(1971年)

序列	月収	労働者・職員
	(総所得 DM)	中の比率
男性		
II	2219	26
Ш	1686	54
1	1486	57
2	1317	32
IV	1308	14
3	1174	11
V	1054	1
女性		
II	1763	4
III	1339	32
IV	1011	53
1	962	6
2	897	49
3	862	45
V	805	10

たとえば表5-1で1970年における職員世帯と労働者世帯の年収比を見ると、121:100、つまり労働者の年収は職員の83%ほどになっている(ただしこれは、商業や農業などで働く職員・労働者を含む数値である)。世帯所得における職員・労働者間の差が賃金収入の差よりさらに小さくなる、というこの点については、「共稼ぎ」の比率が労働者世帯で相対的に多いことが影響していると考えられる。すなわち、妻が就労する世帯の比率は、労働者の場合1950年の15.5%から1961年=32.3%、1966年=35.0%に上昇している。一方、職員の場合、同じ比率は1950年=11.4%、1961年=25.0%、1966年=27.3%であり、労働者より明確に低い。

もっとも、労働者と職員の所得の接近というのは、多様な労働者・職員をすべて一括した場合の話である。双方の多様性に踏み込んだとき見えてくるのは、労働者の少なからぬ部分の賃金収入が職員のそれを上回っている、ということである。表 9 は、1971年における職員(ローマ数字)および労働者(アラビア数字)の業務レベル別の月収(総所得)を比較したものである。見られるように、たとえば男性の場合、業務レベル1のみでなく 2 の労働者も業務レベル \mathbb{N} ・ \mathbb{N}

もっとも、労働者の場合、職工長や親方のような一部の「労働者エリート」を別として、大半の労働者は相対的に低位の所得層に集中しており、1969年時点で「やや貧困」というランクの下(平均世帯所得の60%未満)に位置する層は労働者全体の21.2%を数えた(全人口中では12.4%)。したがって、労働者の富裕化を過度に強調することには慎重でなければならないが、にもかかわらず、これまでさまざまに確認したように、労働者の所得ならびに生活水準の向上は紛れもない事

実である。1960年代に労働者は歴史に類を見ない生活状態の改善を経験し、19世紀以来の「プロレタリア性」(貧困と生活の不安定)は少なくとも労働者全体の運命としては、ここではじめて過去のものとなったのである。

Ⅳ. 結語---日本との比較

最後に、日本との比較の作業を絡めつつ、本稿の主要な結論を確認しておこう。

戦前・戦後の日本における所得分布の長期的推移を分析した南亮進は、検討結果をつぎのようにまとめている。すなわち、19世紀末から1930年代末まで、所得分布は不平等化傾向を示した。終戦直後、不平等度は劇的に低下するが、その後50年代にはわずかに上昇し、60/70年代には、9少の変動はあるものの傾向としては一定、ないし緩やかな低下傾向を示した。

19世紀末(あるいは半ば)以降の不平等化傾向は、本稿で見たようにドイツでも確認しうる。ただしドイツの場合、第一次大戦後のハイパー・インフレーションのもとで所得格差は縮小に転じている。日本も同じ時期にインフレを経験するが、ドイツの異常事態とは比べようもない。さらに、敗戦と革命、そしてワイマール共和国の成立という激動が加わる。日本でも第一次大戦後に一定の平等化傾向が現れたといわれるが。社会変動の大きさを考えると、ドイツの場合の変化がより大きかったように思われる。

南によれば、日本における19世紀末以来の所得分布不平等化の基本的原因と考えられるのは、工業化に伴う都市・農村間の所得格差の拡大である。また、20世紀初頭から非農業部門の労働分配率が低下しており、これも不平等化の一因となったと言われる。クズネッツの推計にしたがえばドイツでは、19世紀末から1920年代にいたるまで労働分配率が上昇を続けている。ドイツでは、労働組合運動が1890年代以降大きく発展し、とくに第一次大戦中の1916年に発せられた「祖国勤労奉仕法 Vaterländisches Hilfsdienstgesetz」および1918年の労使間「中央労働共同体 Zentrale Arbeitsgemeinschaft」の設置以後、労組の発言権が強化された。戦前、一地域を超える賃金協定の締結に抵抗していた経営者団体は労組の要求に屈し、賃金協定の対象となる被雇用者数が1910年代末から飛躍的に増加した。1920年代に入ってからは、労使間の協議に国家がしばしば介入して調停を行い、労働者側に有利な賃金協定の成立を助けるようになる。こうしたことを通じて労働分配率は上昇し、一般に低所得層である被雇用者の所得が高まることによって所得分布の平等化に寄与したと考えられる。

日本の場合も、1919年の関東大震災を契機として都市低所得層向けの各種施策があいついで実施されたが、その効果をあまり大きく評価することはできない。日中戦争の時期には1938年の国家総動員法を嚆矢とする一連の所得統制政策がとられ、この結果、所得分布の不平等度が1930年代半ば以降終戦まで緩やかな減少に転じた可能性がある。一方ドイツでは、ワイマール末期ないしナチ支配下で所得分布は再度不平等化の方向に転じたと思われる。本稿でとくに多く論じた職員と労働者の所得格差を見ると、まず世界恐慌の時期、失業が相対的に少なく、俸給という形態によって給与の変動が比較的小さかった職員の所得と、労働者のそれとの格差が広がった。恐慌後の景気回復とともに、労働市場の改善によって労働者の所得が再度上昇するが、しかし、すで

に指摘したように1938年以降、ナチ支配下で賃金統制が敷かれた。その下で、労働者の賃金は1941年に最高水準に達し、その後わずかに下落するが、1944年3月時点まで、1939年の水準を下回ることはなかった。職員の収入もこの間、賃金と一致した動きを示しており、両者の所得が「平準化」した形跡はない。もとより以上は被雇用者のみに関する情報であり、これをもって国民所得全体の分布について論じることはできない。戦時下を中心にこの時期のデータはきわめて不備であり、現時点ではおおまかな印象を伝えうるにすぎない。

さて、19世紀以来の不平等化傾向は、第二次世界大戦の終戦直後、ドイツでも日本でも平等化の方向への大きな揺り戻しを経験する。日本の場合、その理由としてあげられるのは、戦災による高額所得者の資産破壊、インフレによる高額所得者の財産所得の目減り、そして、農地改革による地主・小作制度の解体ならびに財閥解体という戦後改革などである。また、1946年度から51年度まで実施された財産税(個人資産税)は、全世帯の1割にあたる高額所得者を対象とし、最高税率は89%におよぶという高率の課税であり、高額所得者の所得低下に大きな影響をおよぼした。「今日の発展途上国と比較しても不平等度の高い部類に入る」と見なしうる戦前日本の所得分布が、先進国中でも相対的に不平等度が低いといわれる社会へと転換する劇的な変化が終戦後に生じたのである。

本稿で見たように、ドイツもまた終戦直後に同様の変化を経験した。しかし、大きな変化であったとはいえ、少なくとも西側については日本ほどドラスティックではなかったように思われる。東側のソ連占領地区では、「ユンカーの土地を農民の手に」のスローガンの下、100 ha を超えるすべての土地が無償で没収された。没収面積はソ連占領地区全体の45%、農用地の30%におよび、土地を持たない農業労働者、難民、中小農などがその利益を受けた。大企業の資産没収も徹底して行われた。これに対して西側では、土地改革も大企業の資産没収も占領軍当局の中心的課題とはならなかった。カルテルの解体は進められたが、所有関係に手はつけられず、効果的な非カルテル化は実現しなかった。日本の財産税に相当するものとして、ドイツでは、1946年2月の法令によって最高税率95%の所得税が実施されたが、しかし、この「絞殺税 Erdrosselungssteuer」は、翌年および翌々年の法令によって緩和された。

南の推計によれば、1956年時点での日本のジニ係数は0.336であった。1937年時点についての南の推計は0.547であるから、この間に大幅な不平等度の低下があったことが分かる。ドイツについて、戦前のジニ係数をわれわれは有していないが、戦後については前掲の図4から、ジニ係数は0.4をやや下回る水準で推移していたことが知られる。戦前のドイツの不平等度が日本より低かったとすると、戦後はそれが逆転しているのである。さらに厳密な検討を行う必要はあるが、終戦直後に日本が経験した変化がいかに巨大であったかが窺われよう。

ただしその後,すでに述べたように1950年代に入って日本の不平等度(ジニ係数)は幾分上昇し,その後,1960年代に入ってから安定ないし緩やかな平等化が進む。南によればこのような転換をもたらした決定的要因は,安価な労働力として都市に流出する農村過剰労働力の消滅である。一般に,大量の過剰労働力が存在するなかでの工業化は労働分配率の低下を通じて所得分布の不平等化をもたらす。日本の場合,1960年頃を境として労働市場の基調は過剰から不足に転換し,労働分配率が上昇に転じた。労働力不足は,低賃金労働者の賃金引上げを通じて被雇用者内部の所得格差の縮小をもたらす。また,地方からの労働力確保が困難になるにつれて地方都市への企

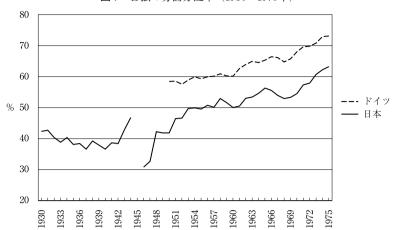


図7 日独の労働分配率(1930~1975年)

ドイツの場合,すでに19世紀末から労働分配率が上昇している,というクズネッツの推計には先に言及した。彼があげているのは国民所得中の被雇用者報酬の比率であり,1895年の39%から1913年は47%,そして1920年代後半には64%に上昇している。別の統計資料によって1910年代以降の数値をやや詳しく見ると,1913年=45.3%,1925年=56.3%,1932年=56.9%,1940年=50.9%,1950年=58.4%であった。ワイマール初期のインフレ期に所得分布が平等化した,という先に見た事実は,1913年から25年にかけての労働分配率の上昇によっても裏づけられるように思われる。その後,ナチ支配下で労働分配率は幾分低下するが,1950年には戦前をやや上回る水準に回復している。以後の状況を1930年以降の日本の動向とあわせて示せば図7のようである。

ドイツと日本を比べると、まず目につくのは、戦前・戦後を通じてドイツにおける労働分配率が日本を大きく上回っていることである(戦前については上にあげた数値を参照)。すでに19世紀末から強力な労働組合運動をもち、また、すぐ後に見るように、日本よりかなり早く「工業国」への転換を進めていたドイツの状況がここに反映されている。図から看取される第二の点は、終戦前後における日本の労働分配率の激しい動きである。すなわち、戦争末期における急上昇の後、労働分配率は終戦とともに急落するが、しかし、その後2~3年で戦前水準を回復し、50年代半ばまで急上昇を続けている。戦後経済の急速な復興、そして経済民主化と激しい労働争議の影響をここに見ることができるだろう。ドイツの場合、対応する時期のデータが欠けているが、本稿のこれまでの検討から、日本ほどの激変はなかったと想像される。

一方,1950年代半ば以降の日独の動きは、高さの違いを別とすればきわめてよく似ている。すなわち労働分配率は、1950年代後半の定常状態から1960年代に入って上昇局面に転じている。南は、非一次産業にしぼって日本の労働分配率を計算しており、それによると、1950年代半ばから60年頃にかけて労働分配率はやや低下傾向にあり、1960年頃の転換が上の図よりさらに明確に「逆転」として表れる。すでに紹介したとおり南はこの変化を、農村過剰労働力の消滅による労働市場の「過剰」から「不足」への転換によって説明している。ひとつの指標として第一次産業の就業者比率を見ると、日本の場合、1950年の48.5%から1965年=24.7%、1975年=13.8%へと

急落している。一方ドイツでは、すでに1882年に同じ数値は43.4%で、終戦直後の日本と同水準に達している。以後、1925年=30.5%、1939年=25.9%と逓減し、第二次大戦開始時の数値が1960年代半ばの日本と対応している、1950年時点でなお第一次産業が就業人口のほぼ半数を占めていた日本に対し、ドイツでは、「農業国」から「工業国」への転換は基本的にはすでに戦前に終わっていたと言ってよい。

もっとも、すでに指摘したとおり、1950年代半ば以降の労働分配率の動きは日独でほぼ共通し ており、ドイツでも、1960年代はじめに上昇への転換を見ることができる。これはなぜだろうか。 本稿のこれまでの検討のなかで関連するデータを探れば、戦後ドイツにおける労働者数の減少 という事実をあげることができるだろう。図5および表7に示したようにドイツでは、1960年代 に入って被雇用者のうち労働者の数が減少している。ひとつには、戦後も続いた農業人口の減少 $(1950年=25\%,\ 1960年=14\%,\ 1970年=9\%)$ が労働者数減の一因となったと思われる(ドイツでも農 村は、とくに低熟練労働力の供給源となっていた)。ただしドイツの場合は戦後、東欧・南欧から1200 万人以上の強制移住者が東西両ドイツに流入し、戦時下の多数の死者にもかかわらず、戦前より 多くの人口を抱えて戦後が始まったことに留意する必要がある。西ドイツでは加えて,1950年か ら61年のあいだに360万人が東ドイツから移動してきた(西から東への流出は50万人)。西ドイツの こうした特殊事情が、1960年頃にいたるまで労働分配率がほぼ定常状態にあったことを説明する 重要な要因であったと思われる。そして,この人口流入が途絶えたこと,さらに,教育期間の延 長、労働時間の短縮、戦時中に産まれた相対的に数の少ない世代が就労の時期を迎えたこと、ま た、西ドイツ連邦軍が1955年に発足し、徴兵等によって多数の若者が労働市場から切り離された こと、などが、持続する経済成長とあいまって1960年代以降、労働市場の逼迫とそれを基礎とす る労働分配率の上昇につながったと考えられる。労働力不足を補うために外国人労働者の導入が 本格化するのも1960年代のことであるが(本稿注74を参照),しかし,これによっても労働者数の 減少はとどまらなかった。

労働者数の減少については、ただし、被雇用者のうち職員の数は1960年代に入っても直線的な増加を続けている、という事実に留意する必要がある(図5および表7参照)。第三次産業の成長および他産業を含む職員の比重の高まりという経済の「サービス化」がその背景にある。本稿で述べたように職員の収入は労働者に比して――差が縮まりつつあるとはいえ――相対的に高く、職員の比重の高まりも労働分配率上昇の一因と見ることができよう。

最後に、戦後ドイツの経済格差という本稿の主題に戻れば、1960/70年代にいたるまで所得分布は「相対的に不変」だった、というのが通説である。本稿の検討もそれを否定するものではないが、ただし「全体としてみれば」という留保つきでのことである。自営業者、職員、労働者、年金等受給者というそれぞれのグループごとに見ると、所得分布のありようもその変化もそれぞれが独自な特徴を示していることが分かる(図6-2~6-5)。不平等度に直接関連して1950/60年代におけるジニ係数の動きを見ると、全世帯ではほぼ一定であるが、上の4グループのいずれにおいてもやや下落、つまり不平等度が幾分低下する、という現象が看取される(図4)。この一見奇妙な現象は、とくに自営業者内部で低所得層が退出し、結果として、相対的に高所得を得る自営業者と他の諸グループとの格差が広まったことによるものと考えられる。全世帯をひとくくりにした「相対的不変性」テーゼは、以上のような変化を覆い隠しかねない。

そうした変化のひとつとして本稿では、職員および労働者――両者の区分が政府統計において 帝政期以来一貫してなされてきたこともドイツの特質のひとつである――の内部分化のプロセス を詳しく跡づけた。両者の経済状態は、格差の完全な消滅にはいたらぬまでも顕著に接近し、よ り正確に言えば、職員より高い収入を得る労働者、あるいは労働者より低い収入しか得られない 職員の入れ子状態がいよいよ顕在化した。結果として、帝政期以来の「身分」としての職員層の 存在は基本的に意味を失う。また労働者にとっては、戦後の高度成長が歴史上初めて「プロレタ リア性」からの脱却を可能にした。

もっとも、すべてがそうであったわけではない。ジニ係数などで示される平等度が「安定的」であったとしても、全体としての所得増のもとで所得の分散が高まれば、低所得層と高所得層との絶対値での差は当然ながら大きくなる。そして、低所得層が固定的なものとして滞留するようになれば、それは深刻な問題となるだろう。こうした滞留する低所得層を代表する存在が1960年代に急増した外国人労働者であった。百万人目の外国人労働者(ポルトガル人)がケルンで企業家らの盛大な歓迎を受け、花束とモペット(モーターバイク)を贈られたのは1964年のことである。しかしその5年後、後の『最底辺』の著者ギュンター・ヴァルラフは、外国人労働者に対するドイツ人のごく一般的な通念をつぎのように描いている。「やつらは金髪の娘とみれば野卑な言葉をかけ、ドイツ人の人妻をつけねらう。やつらと喧嘩すれば、胸にナイフを食らうことになる。やつらの頭には女と酒とスパゲティしかないのさ。」『最底辺』が出版されるのは1985年、高度成長は遠い過去となり、ドイツが大量失業に苦しむ苦難の時代である。

注

- 1) Deutsches PISA-Konsortium (Hrsg.), PISA 2000. Basiskompetenzen von Schülerinnen und Schulern im internationalen Vergleich, Opladen 2001 (以下, PISA: Basiskompetenzen と略記), S. 107, 173, 229. PISA の学力テストは2000年初夏に, 日本を含む OECD 加盟28カ国およびブラジル, リヒテンシュタイン, ラトビア, ロシアを加えた32カ国の15歳児, 合計約18万人 (各国約5000人)を対象に実施された。Ebd., S. 18f. ちなみに日本の成績は, 読解力 8 位, 数学 1 位, 科学 2 位だったが, 2003年に実施された第 2 回の PISA では読解力14位, 数学 6 位に低落し (科学は前回と同じ 2 位), 学力低下の証左としてマスコミでも大きくとりあげられたことは記憶に新しい (2004年12月7日の各紙夕刊を参照)。一方, ドイツの成績は, 読解力は21位と変わらず, 数学19位, 科学18位とわずかに改善し, 国内の反応は前回よりはるかに落ち着いている。Vgl. Der Spiegel, Nr. 50 (6.12.2004), S. 174ff. そこでは, 塾と学校が補い合う日本の教育が学ぶべき一例としてあげられている!
- 2) Vgl. Spiegel Special, Nr. 3/2002, S. 5, 6ff. 2002年4月にエアフルトで、ギムナジウムを退学になった19歳の青年が母校で銃を乱射し、同校の教師・生徒ら16人が死亡するという痛ましい事件があった(本人は自殺)。この惨劇が、「教育のカタストロフ」をめぐる議論にさらに拍車をかけた。「この大量殺人のあとでほとんどすべての [各州……引用者] 文部大臣が、自由主義的な自由放任か、それとも成果を求める過度の圧力か、そのいずれが狂った行為を促したのかについてそれぞれの考えを表明した。」 Ebd., S. 8.
- 3) PISA: Basiskompetenzen, S. 19; Deutsches PISA-Kosortium (Hrsg.), PISA 2000 Die Länder der Bundesrepublik Deutschland im Vergleich, Opladen 2002 (以下, PISA: Lander と略記), S. 18f.
- 4) PISA: Länder, S. 183. 比較の対象にあげられている国は、スイス、イギリス、合州国、フランス、スウェーデン、フィンランドである。

- 5) Ebd, S. 167. 2003年の第2回 PISA においてもドイツは、「学力上位層と下位層の格差が最も大きい国の一つ」であること、また、「外国人の子どもおよび社会的に劣位にある家庭の子どもの教育機会がドイツより劣悪なのはハンガリー、ベルギーおよびポルトガルのみ」であることが確認された。 Der Spiegel, Nr. 50 (2004), S. 179.
- 6) PISA: Länder, 163, 176. ドイツの教育制度について,八林秀一「職業教育と資格――ドイツのデュアル・システムを考える――」『専修大学社会科学研究所月報』No. 413 (1997), p. 8 の図 1 を参照。
- 7) 苅谷剛彦『階層化日本と教育危機』有信堂, 2001年, p. 117. さらに, 同, p. 145 以下を参照。
- 8) 1990年代後半からつぎつぎ現れた日本の経済格差をめぐる主要な業績として, 橘木俊部『日本の経済格差』岩波新書, 1998年; 佐藤俊樹『不平等社会日本』中公新書, 2000年; 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』日本評論社, 2003年; 大竹文雄『日本の不平等――格差社会の幻想と未来――』日本経済新聞社, 2005年。
- 9) P. Nolte, Unsere Klassengesellschaft, in: Die Zeit, 16.7.2002. さらに, Die Zeit, Nr. 20 (8.5. 2002) に掲載された2つの論説 (U. J. Heuser, Der neue Klassenkampf; E. Niejahr, Das Märchen vom Aufstieg) を参照。
- 10) Lebenslage in Deutschland: Der erste Armuts- und Reichtumsbericht der Bundesregierung, o. O., o. J. (http://www.bmgs.bund.de/de/sicherung/armutsbericht/ARBBericht01.pdf), S. xv, 2, c5f.
- 11) H. Schelsky, Wandlungen der deutschen Familie in der Gegenwart, 3. Aufl., Stuttgart 1955 (zuerst 1953), S. 222-242. 引用箇所は S. 222.
- 12) H. Schelsky, Die Bedeutung des Schichtungsbegriffes für die Analyse der gegenwärtigen deutschen Gesellschaft (zuerst 1953), in:ders., Auf der Suche nach Wirklichkeit. Gesammelte Aufsätze, Düsseldorf/Köln 1965, S. 335.
- 13) Schelsky, Wandlungen, S. 13 (引用箇所), 73.
- 14) Ebd., S. 73, 350-356, 363 (引用箇所).
- 15) ただし、後のハバーマス(「公共性の構造転換」)を想起させる社会分析は、このテーゼをめぐる議論においてはほとんど顧みられず、また、本来その不安定性が強調されていたはずの「平準化した中間層社会」が、より楽観的(「一億総中流」的)イメージをもって捉えられるようになっていったように見える。1950/60年代における経済発展のなかで「平準化」テーゼは、当時広まっていた社会的協調を望む声(階級闘争的対立の忌避)に合致するものとして受けとめられたのである。Vgl. H. Braun, Helmut Schelskys Konzept der 》nivellierten Mittelstandsgesellschaft《und die Bundesrepublik der 50er Jahre, in: Archiv für Sozialgeschichte 29(1989)、S. 222f. シェルスキーの家族論に関わって、C. クレスマン『戦後ドイツ史 1945-1955——二重の建国』(石田勇治・木戸衛一訳)未来社、1995年、pp. 67-70を参照。
- 16) 「虚偽の中間層」とは、具体的には売り子やウェイター、車掌や郵便配達人などであり、実際には 労働者と変わりないにもかかわらず、「中間層」であるという「誤った」自覚において(それのみに おいて)労働者と区別される階層である。R. Dahrendorf, Gesellschaft und Demokratie in Deutschland, München 1968, S. 110.
- 17) Ebd., S. 118f. ダーレンドルフが描くドイツ社会の階層構成は、おおざっぱに言えば、頂点を成すエリートの下にホワイトカラーと中間層、および労働者中のエリート (5%) が並列し、さらにその下に労働者と「虚偽の中間層」が並列し、一番下に下層民が位置する、というものである。Ebd., S. 105の図を参照。
- 18) R. ダーレンドルフ『産業社会における階級と階級社会』(富永健一訳) ダイヤモンド社, 1964年, pp. 30, 189-193, 228-230, 278, 292f., 337f., 345f., 366f., 371f.
- 19) 1961年の論文でシェルスキーは、「支配」の問題が抜け落ちているというダーレンドルフの批判を「まったく正当である」と認め、「平準化した中間層社会」というテーゼについても、階級論に対する

- とりあえずのアンチテーゼであり、階層それ自体の解体 (Entschichtung) という現実を捉えるにはあまりに大雑把にすぎる、と述べている。H. Schelsky, Die Bedeutung des Klassenbegriffes für die Analyse unserer Gesellschaft (zuerst 1961), in:ders., Auf der Suche, S. 355f.
- 20) ダーレンドルフ, pp. 142-150. 引用 (p. 150) は,シュンペーターの用いた比喩である。同, pp. 301-02も参照。
- 21) U. ベック『危険社会――新しい近代への道――』(東廉・伊藤美登里訳) 法政大学出版局, 1998年, pp. 145-46, 165 (引用箇所), 173-176, 193. なお訳文には, 他の訳書も含めて適宜手を加えてある。
- 22) S. Hradil (unter Mitarbeit von J. Schiener), Soziale Ungleichheit in Deutschland, 8. Aufl., Opladen 2001, S. 226f. 表 1 の出所は S. 207.
- 23) W. アーベルスハウザー 『現代ドイツ経済論――1945-80年代にいたる経済史的構造分析――』(酒井昌美訳) 朝日出版社, 1994年, p. 184.
- 24) D. Petzina, Materialien zum sozialen und wirtschaftlichen Wandel in Deutschland seit dem Ende des 19. Jahrhunderts, in: H. Winkel (Hg.), Wirtschaftliche Entwicklung und sozialer Wandel, Darmstadt 1981, S. 339.
- 25) Wirschaft und Statistik (以下, WiSta と略記), 1954/10, S. 461より作成。1936年の数値はドイツ 帝国全域に関するデータであるのに対し、1950年の数値は西ドイツに限っている。
- 26) Ebd., S. 463.
- 27) R. Krengel, Volkswirtschaftliche Input-Output-Rechnung. Sozialprodukt, Beschäftigung und Produktivität, Einkommensverteilung und Einkommensschichtung in West-Berlin (DIW Sonderheft, NF Nr. 24), Berlin 1953, S. 105, 110より作成。
- 28) Ebd., S. 104-06.
- 29) Ebd., S. 101-03.
- 30) Ebd., S. 107-11.
- 31) Ebd., S. 52f., 86f.
- 32) Ebd., S. 52, 86, 112ff.
- 33) Ebd., S. 88-95.
- 34) 東エルベ地域の切り離しが戦前と比べて戦後西ドイツの所得分布にどう影響したかは、さらに検討が必要だろう。
- 35) W. G. Hoffmann u. a., Das Wachstum der deutschen Wirtschaft seit der Mitte des 19. Jahrhunderts, Berlin/Heidelberg/New York 1965, S. 512-15 より作成。資料では、ブレーメンの「全体」の数値のうち1858年分が異様に高くなっているが(2.09)、同年の都市・農村の数値と照らし合わせるとおそらく誤りと思われ、図ではカットしてある。
- 36) Vgl. H. Kaelble, Industrialisierung und soziale Ungleichheit. Europa im 19. Jahrhundert. Eine Bilanz, Göttingen 1983, S. 42, Anm. 19.
- 37) J. H. Müller/S. Geisenberger, Die Einkommensstruktur in verschiedenen deutschen Ländern 1874-1913, Berlin 1972, S. 38f., 43. 同様の傾向はザクセン, ヘッセンでも確認される。バーデンでは転換点が10年ほど遅れて現れるが, これは, 農業中心の産業構造を他より長く残したバーデンの特性によるものと考えられる。Ebd., S. 40-45.
- 38) C.-L. Holtfrerich, Die deutsche Inflation 1914-1923. Ursachen und Folgen in internationaler Prespektive, Berlin/New York 1980, S. 274.
- 39) A. Jeck, Wachstum und Verteilung des Volkseinkommens. Untersuchungen und Materialien zur Entwicklung der Einkommensverteilung in Deutschland 1870-1913, Tübingen 1970, S. 140.
- 40) 図は、ebd., Tab. 77に手を加えたケルブレの表から作成した。Kaelble, S. 44f.
- 41) Ebd., S. 43; Jeck, S. 248.
- 42) Kaelble, S. 54f. ただし「下層」内部をより細かく見れば、熟練労働者と不熟練労働者, 職員と労

- 働者,上級官吏と下級官吏の間の所得・資産格差は縮小傾向を示している。Ebd., S. 55f., 85f., 189f.
- 43) Holtfrerich, S. 265-277. さらに, F.-W. ヘニング『現代ドイツ社会経済史――工業化後のドイツ 1914-1992』(柴田英樹訳) 学文社, 1999年, pp. 66-68; 斉藤哲・八林秀一・鎗田英三編『20世紀ドイツの光と影』芦書房、2005年, pp. 35-36 を参照。
- 44) D. Petzina, Die deutsche Wirtschaft in der Zwischenkriegszeit, Wiesbaden 1977, S. 147.
- 45) 戦後西ドイツ経済の邦語による概説として、アーベルスハウザーの前掲書の他、出水宏一『戦後ドイツ経済史』東洋経済新報社、1978年;戸原四郎・加藤栄一編『現代のドイツ経済――統一への経済過程――』有斐閣、1992年、第1章;大西健夫編『ドイツの経済――社会的市場経済の構造――』早稲田大学出版部、1992年、第2章;ヘニング、第3章、などを参照。1966/67年不況に関する最近の研究として、古内博行「1966/67年不況の一考察――戦後ドイツ経済の転換点――」『経済研究』(千葉大学)19-3(2004)。
- 46) G. Göseke/K.-D. Bedau, Verteilung und Schichtung der Einkommen der privaten Haushalte in der Bundesrepublik Deutschland 1950-1975 (DIW Beiträge zur Strukturforschung, Heft 31), Berlin 1974.
- 47) 出所: Ebd., S. 96.
- 48) Ebd., S. 19-21. なお,以下の図表を含め、DIWの同調査において、1960年より以前の数値はザールラントおよび西ベルリンを除いたものである。
- 49) Ebd., S. 95 より作成。
- 50) Ebd., S. 109-13 より作成。
- 51) 最頻値 (モード) および中央値 (メディアン) によっても同様の傾向が確認される。Ebd., S. 92.
- 52) Ebd., S. 108 より作成。
- 53) R. Rytlewski/M. Opp de Hipt, Die Bundesrepublik Deutschland in Zahlen 1945/49-1980. Ein sozialhistorisches Arbeistsbuch, München 1987, S. 81f. 第三次産業のうち商業および運輸業の自営業者は、1950年=67.2万、1960年=86万、1970年=66.4万、その他の第三次産業(サービス業)は、1950年=39.6万、1960年=58.1万、1970年=60.6万である。したがって、自営業者のうち一貫して増加傾向にあるのは最後のサービス業のみということになる。なお、農業および製造業における自営業者数の減少は70年代にも続き、1980年にそれぞれ56.5万人、51.3万人となっている。商業および運輸業の1980年の自営業者数は62.3万人でやや減少、サービス業は66万人へと増加を続けている(第三次産業全体では1980年=128.3万人で微増)。
- 54) Göseke/Bedau, S. 66f.; Das Einkommen der Selbständigen in der Bundesrepublik Deutschland, in: Wochenbericht des DIW, Nr. 45 (1971), S. 329.
- 55) Göseke/Bedau, S. 114-83の該当諸表より作成。図で、x 軸のたとえば1000に対応する折れ線の位置が示す数値は、1000~1100 DM の所得範囲に属する人数である。図の元データは、1500 DM までが100 DM 刻みであるのに対して、1500~2000 DM までは250 DM 単位、さらに2000 DM からは1000 DM 刻みとなっている。ただし、1970年のみは1500~3000 DM までが250 DM 刻みとなっており、また、500 DM 未満の所得については一括して合算した人数が示されている。これらをすべて100 DM 刻みに平均した数値を表示してある。たとえば、各図1970年の折れ線の左端が水平になっているのは、500 DM 未満の所得範囲に属する人数を5で割った数値を示したためである。実際には、折れ線はそのまま急落し、500 DM 未満の一定額以下ではほとんど0に近づくはずである。また原表では、1950年および60年については2000 DM以上、1970年については5000 DM以上を合算した数値があるが、これは図には表示していない。
- 56) 最低位層の減少については前注を参照。
- 57) G. A. リッター『社会国家』(木谷勤他訳) 晃洋書房, 1993年, pp. 176-80: 山口定「西ドイツにおけるデモクラシーの再建――戦前・戦後の連続・非連続問題を中心に――」犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店, 1988年, pp. 55-56. 1957年の年金制度の成立

過程について詳しくは、戸原四郎「西ドイツにおける社会保障の展開」東京大学社会科学研究所編『福祉国家2――福祉国家の展開(1)』東京大学出版会、1985年所収、第2・3節;塩澤直樹「戦後西ドイツにおける社会保険改革と社会民主党の社会政策論(上)(中)(下)」『経済科学』(名古屋大学経済学研究科)49-3(2001)、49-4(2002)、50-1(2002)。

- 58) Göseke/Bedau, S. 43, 75, 78, 108; Rytlewski/Opp de Hipt, S. 39.
- 59) Ebd., S. 119f.
- 60) Göseke/Bedau, S. 69, 73. 労働者および職員の業務区分について, Rytlewski/Opp de Hipt, S. 123, Tab. f の注 b, f を参照。
- 61) J. Kocka, Die Angestellten in der deutschen Geschichte 1850-1980, Göttingen 1981, S. 9.
- 62) Ebd., S. 7f., 172f. さらに, 雨宮昭彦『帝政期ドイツの新中間層――資本主義と階層形成――』東京 大学出版会, 2000年, 序章・第1章を参照。
- 63) ナチ支配下の賃金政策について, vgl. R. Hachtmann, Industriearbeit im 》Dritten Reich《. Untersuchungen zu den Lohn- und Arbeitsbedingungen in Deutschland 1933-1945, Göttingen 1986, S, 99 -135. とくに1938年の賃金令について, S. 115.
- 64) D. Müller, Die Lohnpolitik in Deutschland in den Jahren 1945 bis zur Währungsreform (20.6.1948), Worms 1951, S. 14, 23, 31-34, 47, 49-52. 終戦直後の物資不足について、クレスマン, pp. 55-64 を参照。
- 65) Müller, S. 40f.; Kocka, S. 182, 196. 規定では、労働者の賃金のみを引き上げるか、それとも若干の職員集団の俸給も引き上げるかについて、労働組合と雇用主団体が当局の監督下で決定することとなっている。Müller, S. 41.
- 66) Kocka, S. 196f.
- 67) WiSta, 1954/1, S. 21-23.
- 68) 数値は ebd., S. 22の Tab. 1より計算。雨宮,前掲書は,この女性店員を含む「商業補助者 Handlungsgehilfen」に焦点を当てている。なお,上記の諸点は,15年後に実施された1966年の俸給・賃金調査でも基本的に変わっていない。たとえば,女性職員の比率は39%で,労働者の場合の18%を大きく上回っている。また,販売職の職員は,女性の場合全体の95.3%(技術職4.4%,親方0.3%)と大半を占めるのに対し,男性の販売職職員は59%で,技術職,親方がそれぞれ28%,13%であった。したがって男女とも技術職・親方の比率がやや上昇しているが,ただし女性の場合,変化はわずかである。WiSta,1969/6,S. 309f.
- 69) WiSta, 1954/1, S. 23; WiSta, 1969/6, S. 311より作成。
- 70) Ebd., S. 311-313. 1968年の著書でダーレンドルフは、労働者・農民の子ども、そして女子が高等教育機関に通う比率が他の階層に比べて明確に低い(全児童の3分の2が農業従事者あるいは労働者を父親に持つが、大学等高等教育機関で学ぶ者のうちこの層に属するのは10%に満たない)という状況について、その主たる原因は、そうした学校への進学を不要ないし有害とさえ見なす労働者・農民、そして女子を子にもつ親の考え方にある、と述べている(「女の子は中等教育でたくさん!」)。形式的には市民に同一の諸権利を認めつつ、しかし実際にはその市民が、生まれながらの社会的地位にとらわれてこれらの権利を行使しえないような社会。こうしたドイツ社会の「非近代性」をダーレンドルフは問題にした。Dahrendorf、S. 82f., 88f., 116, 122-124, 144f.
- 71) WiSta, 1969/11, S. 647ff. Vgl. WiSta, 1969/9, S. 529. なお, 1960年に被雇用者全体の2.9%であったパートタイマーの比率は、1971年には7.2%に上昇している。M. Osterland u. a., Materialien zur Lebens- und Arbeitssituation der Industriearbeiter in der BRD, Frankfurt a. M. 1973, S. 67.
- 72) Kocka, S. 190f., 204f., 207-220; Osterland u. a., S. 164 (労働者に対する病気休業補償金の改善について). なお, 2001年に DAG は、DGB 傘下の 4 単組と合同のうえ DGB に加わる。
- 73) Kocka., S. 195, 200-03, 206f., 222-29.
- 74) J. Mooser, Arbeiterleben in Deutschland 1900-1970. Klassenlage, Kultur und Politik, Frankfurt

a. M. 1984, S. 28f. なお,西ドイツの就業人口は1950年代に大幅に増加した後,60年代にはその伸びが弱まる。50年代,とくに50年代半ばまでの時期には,戦争の結果としての引揚者・強制移住民,そして東ドイツからの移住者などが大量に西ドイツに流入し,女性の就労率上昇と合わせて就業人口の増加をもたらした。その後,東ドイツからの移住が途絶え,年齢構成が上方に変化し,また,教育期間が長くなる,などの影響を受けてドイツ人の就業者数は1960年代に入って停滞し,外国人労働者の導入によってそれが補われることになる。被雇用者中の外国人労働者の割合は,1954年の0.4%から,1960年=1.5%,1965年=5.7%,1970年=9.1%に上昇している。Osterland u. a., S. 19, 33, Tab. 49.

- 75) Petzina, Die deutsche Wirtschaft, S. 181より作成。
- 76) Rytlewski/Opp de Hipt, S. 80.
- 77) Osterland u. a., Tab. 11. 1950年, 55年はザールラントおよび西ベルリンを含まず, 1970年の数値 はこれらを含んだものである。
- 78) Ebd., S. 29-31; Mooser, S. 28-31.
- 79) Osterland u. a., S. 39f., 112, 319; Mooser, S. 77.
- 80) Ebd., S. 73.
- 81) Ebd., S. 81. 1962/63年までの数値は平均以下の収入をもつ労働者の年収を基準としているのに対し、1973年の数値は平均的労働者世帯の月収を基準としており、したがって、1973年についてはそれ以前の数値と直接比較することはできない。
- 82) Ebd., S. 82; Osterland u. a., S. 141.
- 83) ダルムシュタットに関するある調査では、転借人と同居するか、あるいは自身が転借人である世帯が1949年時点で全体の半数強におよんでいた。戦前は、複数世帯の同居はダルムシュタットでは例外的であった。職業別では、労働者世帯の37%、職員世帯の24%、官吏世帯の19%が転借人だった。こうした世帯では同じ部屋(とくに台所)を共同利用することも多く、居間を共用する例も報告されている。G. Baumert (unter Mitwirkung von E. Hünnniger)、Deutsche Familien nach dem Kriege、Darmstadt 1954、S. 100f. 戦後の住宅事情についてさらに、クレスマン、pp. 61-62.
- 84) 借家・間借人の増加は単身世帯の増加によるところが大きい。1950年から70年のあいだにその数は ほぼ倍増し,全世帯中の比率は同じ期間に18.5%から25.1%に上昇している。Osterland u. a., S. 172, Tab. 156.
- 85) Ebd., S. 174f., 179f.
- 86) Ebd., S. 61-63, 68f., 265f., 268, 271.
- 87) Ebd., S. 141; Mooser, S. 82.
- 88) Osterland u. a., S. 175-77. 1968年時点の調査結果。ただし、持ち家比率については、職員・官吏より労働者の方が高いという一見奇妙な現象が存在する。この点については、労働者の住宅所有が人口の少ない自治体に集中していたことに留意すべきである。すなわち、1968年時点で、住宅を所有する労働者世帯の80%が人口2万人未満の自治体に居住していた(職員・官吏では58%)。すでに指摘したように、農業就業人口は戦後大幅に減少したが、農業から離れた者の多くは労働者となった。彼らは通常すでに家持ち、あるいは家を建てる土地を持っていた。また、そもそも農村地帯では土地は相対的に安価であり、終業後や週末、休暇中に自身で家を建てることも、とくに労働者のあいだで多く見受けられた。たとえそれが、ときにバラック的水準を超えなかったとしても。Ebd., S. 170-72.
- 89) Ebd., S. 68, 265.
- 90) 帝政期に大きく進んだ農村から大都市への労働者の大量移動は、1920年代以降テンポを落とした。 人口10万を超える大都市に住む労働者の比率は1907年の21.3%から1925年には27.5%に上昇するが、 1950年から70年の間は28~29%の水準であった。一方、人口2万人未満の農村・小都市に住む労働者 の比率は1925年の58.5%から1970年には51%にやや低下し、その分、両者の中間にある中都市に住む 労働者の比率が高まった。こうしたことも一因となって、居住地とは別の自治体で働く遠隔通勤者 (Pendler) の数が大幅に増す。とりわけ労働者において、こうした遠隔通勤者の比率が高かった

(1967年に36%。職員では28.9%。ただし、統計上は居住自治体の相違のみで、距離の問題は考慮されていない)。Mooser, S. 48f.; Osterland u. a., S. 187f. ドイツの「都市化」について、J. ロイレッケ「都市化から都市社会化へ――ドイツにおける近代『社会都市』の成立と発展――」今井勝人・馬場哲編『都市化の比較史――日本とドイツ――』日本経済評論社、2004年所収、を参照。

- 91) Baumert, S. 91.
- 92) Mooser, S. 49.; Osterland u. a., S. 184f.
- 93) Ebd., Tab. 71より作成。
- 94) Ebd., S. 322.
- 95) Ebd., S. 49-53, 71; Mooser, S. 58f., 61-67.
- 96) Osterland u. a., S. 115f., 322f., Tab. 70. ただし, 男女労働者の賃金格差には, 女性の労働時間が概して男性より短いという点も影響している。
- 97) ドイツにおける女性の就業率は,1882年=9.4%,1895年=12.6%,1907年=27.2%,1925年=30.3%と19世紀末から急速に高まり,すでにワイマール期には第二次大戦後と同じ水準に達している。Baumert、S.61.
- 98) Osterland u. a., S. 31f.; Rytlewski/Oppe de Hipt, S. 78. 1950年の数値は西ベルリンを除いたものである。
- 99) Osterland u. a., S., 32f., Tab. 11 u. 96; Mooser, S. 31-36; WiSta, 1969/3, S. 143f.
- 100) Ebd., S. 146; Osterland u. a., S. Tab. 93.
- 101) WiSta, 1969/9, S. 529ff.; WiSta, 1969, S. 554*
- 102) 企業規模と勤続年数について若干ふれておけば、まず一般に、企業規模が大きいほど賃金収入は上昇する。ただし、こうした現象が見られるのは後に見る時間賃金で働く労働者のみであり、出来高賃金労働者の場合は、むしろ企業規模拡大にともなって収入が低下している。また、勤続年数が長い労働者ほど収入は高いが、しかし、15年以上同一企業で働く労働者についてはむしろ低下している。これは、この層に属する労働者が比較的高齢で、そうした労働者の賃金が一般に低い、という後に見る状況が一因となっていると思われる。WiSta、1969/4、S. 210. 企業規模分布の長期的変化について、Mooser、S. 45を参照。1950年代以降の高度成長下でも、大企業への労働者の一極集中というような現象は現れず、むしろ、大企業と小企業の両者で多数の労働者が働き、そのあいだの中規模経営で働く労働者の比率が低下する、という分極化傾向が見られた。
- 103) Osterland u. a., S. 116, Tab. 73f.; WiSta, 1969/3, S. 146; WiSta, 1969/4, S. 209f. なお,業務レベルが上であるほど出来高賃金と時間賃金の差は小さい。また,賃金形態による収入格差は戦後,縮小傾向を示している。
- 104) Osterland u. a., S. 117.
- 105) Ebd.
- 106) 職員の場合は、30~45歳層はその下の層より高熟練層が増す方向で変化し、その上の年齢層では業務レベル別の構成はほとんど変わっていない。Ebd., S. 130, Tab. 115.
- 107) Mooser, S. 71.
- 108) Osterland u. a., S. 116-18; WiSta, 1969/4, S. 210f.
- 109) Osterland u. a., S. 124f.
- 110) Ebd., Tab. 104f.
- 111) Ebd., Tab. 161. Vgl. Göseke/Bedau, S. 47, 56. また,本来の仕事のほかに副業 (アルバイト) をしている者の比率も職員より労働者の方が高い。Osterland u. a., S. 378, Anm. 2.
- 112) Ebd., S. 127より作成。
- 113) Ebd., S. 127f.; Mooser, S. 94. 世帯所得で見ると, 1970年時点で, 労働者世帯の58%が職員・官吏 世帯の3分の1より高い月収(純所得)を得ていた。Osterland u. a., S. 134.
- 114) Ebd., S. 95.

- 115) 南亮進『日本の経済発展と所得分布』岩波書店, 1996年, pp. 111, 114, 128.
- 116) 日本の場合,物価上昇のピークを成す1920年の消費者物価は1913年の約2.2倍であった。一方ドイツでは,1923年12月の時点で,卸売物価が1913年の1兆2600億倍というまさに天文学的な上昇を記録した。中村隆英『日本経済――その成長と構造――』(第3版)東京大学出版会,1993年,p.95; Holtfrerich, S.15.
- 117) 寺崎康博「戦前期所得分布の変動:展望」『長崎大学教養部紀要(人文科学篇)』26-2 (1986), p. 36.
- 118) 南, pp. 45-46. さらに, 他の諸要因も含め, 溝口敏行・寺崎康博「家計の所得分布変動の経済・社会および産業構造的要因――日本の経験――」『経済研究』46-1 (1995), pp. 64-67を参照。
- 119) S. クズネッツ『近代経済成長の分析 上』(塩野谷祐一訳) 東洋経済新報社, 1968年, p. 161.
- 120) D. Petzina/W. Abelshauser/A. Faust, Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch III. Materialien zur Statistik des Deutschen Reiches 1914-1945, München 1978, S. 90f. さらに、斉藤・八林・鎗田編, pp. 28-30を参照。
- 121) 谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済——高格差社会の個人計量経済史学——』日本図書センター,2004年,pp. 556-58,563-64.
- 122) Kocka, S. 180-82.
- 123) 南,第7章。さらに、谷沢、第4章第2節の詳細な分析を参照。
- 124) 溝口·寺崎, p. 65.
- 125) クレスマン, pp. 94-102. 戦後東ドイツの土地改革についての最近の研究として, 足立芳宏「戦後東ドイツ農村の土地改革・集団化と村落――メクレンブルク・フォアポンメルン州 1945~1961年 ―― |『歴史と経済』188 (2005)。
- 126) F. Klein (Hg.), Lexikon des Rechts. Steuer- und Finanzrecht, Luchterhand 1986, S. 407f.; J. van Scherpenberg, Öffentliche Finanzwirtschaft in Westdeutschland 1944–1948, Frankfurt a. M. 1984, S. 201ff.
- 127) 南, pp. 112-13. 他の推計値として, 溝口・寺崎, p. 61 (表1) を参照。
- 128) 南, pp. 69, 112-14, 154-55; 溝口・寺崎, p. 64, 70-71; 溝口敏行・高山憲之・寺崎康博「戦後日本の所得分布(II)」『経済研究』29-1 (1978), p. 55-56. 岩井克人は, 1960年代後半における農村産業予備軍の枯渇によって日本は産業資本主義からポスト産業資本主義へと移行した, と論じる。産業革命以来, 労働生産性と実質賃金率との「差異」によって利潤を生み出してきた産業資本主義は, 生産力以下の低賃金で働く大量の労働者の存在を前提するが, そうした労働者の供給源となってきた農村の過剰人口が枯渇したため,「新しさ」に差異を求めるポスト産業資本主義に移行する, というのである。岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社, 2003年, 第7章。
- 129) クズネッツ, p. 161.
- 130) Petzine/Abelshauser/Faust, S. 104 (国民所得中の賃金・俸給の比率). ただし, 1913年の数値はザール地方を除く第一次大戦後の領土に関するものである。
- 131) ドイツのデータは、Rytlewski/Opp de Hipt, S. 109の Tab. c) より計算。1960年以降の数値は 1982年段階での修正値であり、たとえば1960年の数値は修正前の60.4から60.1とやや低く改められている。日本のデータは『経済要覧』1958~78年度版の「分配国民所得」ないし「国民所得分配勘定」による。『要覧』に示される各年の数値が年度版によって異なることがあるが、最新版の数値をとった。
- 132) 南, p. 69.
- 133) 『経済要覧』平成16年版(2004), p. 90.
- 134) Petzina, Die Deutsche Wirtschaft, S. 179. さらに、刈谷, pp. 6-7 (農業就業率低下プロセスの国際比較) を参照。
- 135) Rytlewski/Opp de Hipt, S. 79. 前注の本文箇所で示した戦前の数値はエルベ川以東を含むドイツ

帝国全域に関するものであり、ここに示した戦後の数値は西ドイツに限ったものである。エルベ川以東は戦前、ドイツにおける農業人口の22%を占めており(Müller, S. 8)、それを失った影響が顧慮されねばならない。

- 136) 農村から都市への人口移動について、注90を参照。そこで述べたように、帝政期に大きく進んだ農村から大都市への労働者の大量移動は、1920年代以降テンポを落としている。
- 137) Rytlewski/Opp de Hipt, S. 21f.
- 138) Vgl. Osterland u. a., S. 19; H. Glaser, Die Kulturgeschichte der Bundesrepublik Deutschland. Band 2: Zwischen Grundgesetz und Großer Koalition 1949/1967, Frankfurt a. M. 1990, S. 76.
- 139) Ebd.
- 140) G. ヴァルラフ『最底辺』(マサコ・シェーンエック訳) 岩波書店, 1987年。